

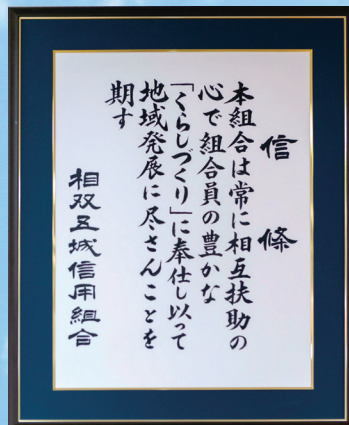


2024

# D I S C L O S U R E

豊かな「くらしづくり」に奉仕する夢と希望のパートナーバンク

# ごあいさつ



皆さまには、日頃より、格別のご愛顧とお引き立てを賜り心より厚く御礼申し上げます。

昨年度の国内経済は、社会経済活動の正常化やインバウンド需要の回復とともに、高水準の賃上げや日経平均株価の上昇を反映して穏やかな回復が見られております。しかしながら、年初に発生した能登半島地震の復旧のほか、海外に目を向けると長引くロシアによるウクライナ侵攻をはじめ、中東情勢の緊迫化や中国の景気減速等、今後の景気回復の影響を懸念する材料が山積しています。地域経済におきましては、東日本大震災の被災から13年が経過いたしました。その間、この浜通り地域では度重なる自然災害を受けて、厳しい経済状況から事業環境や住宅等の整備が確実に進められてまいりました。一方で、中小企業・小規模事業者においては、コロナ禍を乗り越える中で積み重なった債務に加え、エネルギー・資源価格の高騰、さらには人手不足に伴うコストの増加が足かせとなる中、価格転嫁への理解を得ることが困難な事業者も見受けられるなど、依然として厳しい経営環境が続いております。

当組合におきましても、組合員をはじめ地域の皆さまと築き上げてきたネットワークを最大限に活用し、利便性の向上と地域経済の活性化に向けて、適時適切な資金繰り支援はもちろんのこと、売上回復に向けた事業改善への助言・サポートや情報提供を行ってまいりました。

今後におきましても、地元が存在し続ける協同組織金融機関の責任と役割を再認識しつつ、福島県の浜通り地域、宮城県の仙南地域の皆さまから必要とされる金融機関として共成・共栄・共創の経営理念のもと、役職員一丸となりお客様本位の業務運営に努めてまいります。

ここに、令和5年度の当組合の経営内容を取りまとめましたディスクロージャー誌を作成致しましたので、ご高覧いただきまして、尚一層のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年7月

相双五城信用組合

理事長 梅澤 国夫

# 地域の皆さまとともに

## Contents

### ごあいさつ

#### 経営方針・経営管理態勢 P1 - P3

- 基本方針
- 行動指針
- リスク管理態勢・法令等遵守態勢

#### 地域貢献 P4 - P8

- 地域に貢献する経営姿勢・融資を通じた地域貢献
- 避難区域内営業店舗について・主な融資商品
- 地域サービスの充実
- 中小企業の経営の改善及び  
地域の活性化のための取組状況
- 経営者保証に関するガイドラインへの対応
- 地域密着型金融の取組
- そうごしんSDGs宣言

#### 経理・経営内容 P9 - P13

- 貸借対照表
- 損益計算書

#### 自己資本 P14 - P21

- 自己資本の構成に関する事項
- 自己資本の充実度に関する項目
- 信用リスクに関する事項
- 主要な経営指標の推移

#### 資金調達・資金運用 P22 - P24

#### その他業務 P25

#### 手数料一覧 P26 - P27

- 諸手数料・為替手数料
- 融資関係手数料

#### 主な業務内容 P28

#### 総代会 P29 - P31

- 総代会の仕組み
- 第73期通常総代会の決議事項

#### 店舗案内 P32

# 経営理念

『共成』『共栄』『共創』の実現

～組合員、当組合、役職員そして家族が共に成長し、共に繁榮し、共に豊かな社会創りを担う～

## 基本方針（経営方針）

地域のお客さまが期待する金融サービスを提供すると共に、コンプライアンス、環境への配慮、適切なリスク管理や積極的な情報開示を通して、健全で透明性の高い経営を推進しながら、豊かな社会創りに貢献し、豊かな「くらしづくり」に奉仕し続けるコミュニティバンクを目指す。

## 行動指針

1. 持続可能な経営基盤の確立と収益力の向上
2. コンプライアンス並びにリスク・内部管理態勢の強化
3. 人材育成の強化
4. 地域貢献と地方創生の積極的な取組み
5. マネー・ローディング、テロ資金供与及び拡散金融対策への取組み
6. サイバーセキュリティに対する取組み

## 令和5年度 経営環境と事業概況

### ◎経営環境

国内経済は、社会経済活動の正常化やインバウンド需要の回復とともに、賃上げや日経平均株価の上昇を反映して穏やかな回復が見られる一方で、年初に発生した能登半島地震の復旧のほか、海外に目を向けますと長引くロシアによるウクライナ侵攻をはじめ、中東情勢の緊迫や中国の景気減速等、今後の景気回復の影響を懸念する材料が山積しております。

地域経済では、東日本大震災から13年が経過し、その間、福島県の浜通り地域では度重なる自然災害を受け厳しい経済状況から事業環境や住宅等の整備状況が確実に進められてまいりましたが、事業者においては、コロナ禍を乗り越える中で積み重なった債務に加え、エネルギー資源価格の高騰、人手不足などにより厳しい経営環境が続いております。

### ◎事業概況

令和5年度の資金量につきましては、公金預金の減少および福島県沖地震に伴う修繕費、相続、双葉郡の避難者預金整理等の要因により資金量は減少しております。

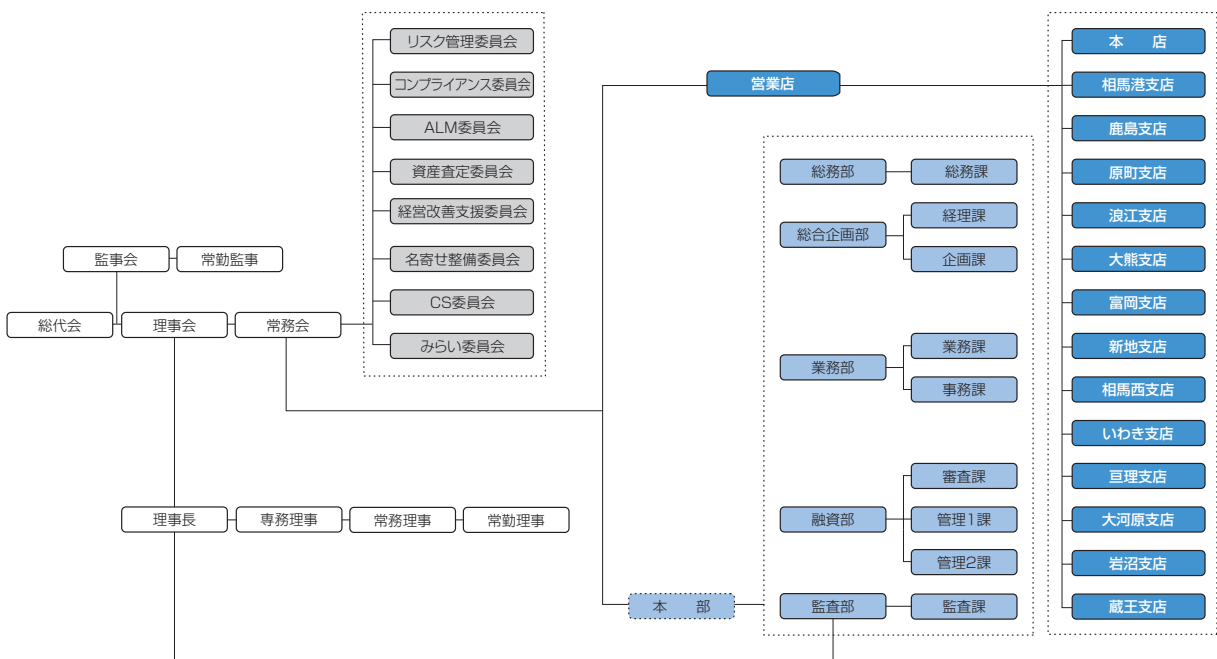
融資量につきましては、運転資金や自然災害復旧の設備資金に係る事業性融資や個人ローンを実行するも、新型コロナウイルス対策融資等の事業性資金の繰上げ返済、アパートローンの繰上げ返済、不良債権のサービス売却分をカバーするまでに至らなかった経過より、減少しております。

## 組合員の推移

(単位:人)

区分	令和4年度	令和5年度
個人	15,861	15,652
法人	1,018	1,010
合計	16,879	16,662

## 組織図



## リスク管理態勢・法令等遵守態勢

### ◎リスク管理態勢

金融自由化の進展に伴い、金融機関の取り巻くリスクは益々増大しております。  
当組合では、リスク管理の強化を基本として規定の整備等各種リスクに的確に対応すべく管理態勢の確立に力を入れております。

#### ●信用リスク…融資審査・市場リスクの管理態勢

##### \*信用リスク

信用リスクとは、取引先の財務状況等の悪化により貸出金等の回収が不能となり、金融機関が損失を被るリスクです。信用リスクに対する管理態勢は、当組合にとって極めて重要で根幹的なものであり、取引先の収益性、将来性、資金使途、取引条件等多面的な評価によりリスク資産としての妥当性を判断し案件の可否を決定しております。

##### \*市場リスク

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替の変動等により保有する資産の価格が変動し金融機関が損失を被るリスクです。当組合の資産運用は総合企画部で運営されています。営業資金の管理、決済資金・余裕資金の管理、特に有価証券の売買は市場リスクの分析等、総合的なリスク管理が必要であり常務会にて協議決定しております。

#### ●金利リスク…ALM管理態勢

経営の健全性の維持と安定収益確保のため、ALM管理手法により毎月収益管理を実施し、事業計画に基づき資産・負債の総合的管理及びより高い収益の確保に努めております。

#### ●事務リスク…内部事務管理態勢

当組合では、適正な事務処理、事故の未然防止のために監査部は営業店臨店検査を適時実施するとともに営業店においては自店検査を毎月実施、報告を義務付け、日常の事務ミス防止、事故の未然防止態勢を整えております。

#### ●法令等遵守(コンプライアンス)と管理態勢

法令等遵守とは、法令やルールを厳格に遵守し社会的規範を全うすることをいいます。

当組合は金融機関としての公共性・安全性・収益性を併せ持つことで社会的責任を果たして参りました。

今後も法令等遵守態勢のより一層の充実を図るため遵守規準の見直し、各種リスク管理マニュアルの整備等皆様の信頼に応えるべく努力して参ります。

#### ●資産査定委員会

平成10年4月より政府の金融安定化策の一環として、金融機関の自己責任原則において「早期是正措置制度」が導入され「資産の自己査定」を実施しております。貸出金、預け金、金融機関貸付金から有価証券、有形固定資産に至るまで全ての資産が健全に運営され、適切に償却・引当を行うための手法として当組合は「資産査定委員会」を設置して対応しております。「資産の自己査定」とは、金融機関が所有する全ての資産の価値を自己再評価し、客観的に適正な財務諸表を作成することが目的であります。「早期是正措置制度」とは、各金融機関が行った自己査定の結果、自己資本比率等の状況に応じ、経営の改善を促すとともに講ずべき措置の発動を行うものとしています。信用組合における発動の基準は自己資本比率が4%未満となっております。

#### ●マネー・ローダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策に関する態勢整備

当組合は、マネー・ローダリング、テロ資金供与及び拡散金融(以下、「マネロン等」という。)を防止し業務の適切性を確保するため、対応方針のもとマネロン等リスク対策担当役員を任命し、組合内横断的なリスク管理態勢の強化に取り組んでいます。

##### マネー・ローダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策に係る対応方針

当組合は、マネロン・テロ資金供与及び拡散金融を防止するため、マネロン・テロ資金供与対策を経営上の重要な課題として位置付け、「犯罪収益移転防止法」ならびに「金融庁マネー・ローダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」等の関連法令等を遵守し、経営陣の主導的な関与の下、次の各号の取組みを行ってまいります。

- (1) 当組合は、自らが提供する商品・サービス、取引形態、取引に係る国・地域や顧客属性等に応じたマネロン等リスクを特定、評価、類型化したうえで、当該リスクについて、当組合のリスク許容度の範囲内に実効的に低減するための措置(リスクベース・アプローチ)を講じてまいります。
- (2) 当組合は、マネロン・テロ資金供与対策を適切に実施するために、組合内横断的なリスク管理態勢を構築してまいります。
- (3) 当組合は、マネロン・テロ資金供与および拡散金融対策の実効性を確保するため、当組合の業務分野、営業地域及びマネロン・テロ資金供与に関する動向等を評価し、方針(基本方針・ポリシー等のマネロン対策に関する方針)・手続(マネロン対策に関する基本規定及び関連諸規定・要領・手順書等)・計画(マネロン対策を実現させるための実践計画・プログラム)等を整備してまいります。

なお、金融当局ならびに福島県・宮城県警察の指導により、当組合では、マネー・ローダリング、テロ資金供与及び拡散金融のリスクが高いと判断される一部の取引およびお客様につきましては、通常よりも厳重な取引時確認の実施やお客様情報の提供をお願いさせて頂くとともに、そのご回答の内容、状況に応じまして、当該お取引に制限をさせていただくことがございます。お客様には、一部ご不便をお掛けすることが予想されますが、何卒趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

#### ●サイバーセキュリティ対策の強化

当組合では、サイバーセキュリティ対策を重大なコーポレートリスクとして捉え「システム」整備などを技術面だけではなく「人」「組織」や「プロセス」の課題を総合的に把握し、対応能力を更に引上げるべく取り組んで参ります。

# 役員一覧

理事長 梅澤 国夫  
専務理事 鈴木 武彦  
常勤理事 穴戸 章治  
常勤理事 目黒 英宏  
常勤理事 表 悦広

理事(非常勤) 八巻 正隆  
理事(非常勤) 後藤 顕一  
理事(非常勤) 川崎 博祐  
理事(非常勤) 但野 浩

常勤監事 和田 俊一  
員外監事(非常勤) 鳥居 恒紀  
員外監事(非常勤) 安西 文衛

注)当組合は、職員出身者以外の理事4名の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めています。 (令和6年6月末現在)

# 会計監査人の氏名又は名称

YAC公認会計士共同事務所 公認会計士 山田 晴康

(令和6年6月末現在)

## 各商品ラインナップ

そうごしん懸賞金付き定期預金 **ゆめだいきち**

# 夢大吉

— 当選金額 —

**大吉賞 10万円** 20本  
**中吉賞 5千円** 200本  
**小吉賞 3千円** 1,000本

※当選金額は利率2.0・3.15%を差し引いた金額をお支払い致します。

商品概要	
募集金額	100億円
募集期間	令和6年5月10日から令和7年3月31日まで
抽籤	但し、募集金額に達し次第終了となります。
預入金額	10万円以上1千万円未満 抽籤番号は、10万円1口
預入期間	1年間(証書式自動継続型)
利率	2年目以降はスーパードラッグと同じ取扱いとなります。
利率	年0.25% スーパードラッグの店頭金利となります。
預入対象者	個人の組合員、又は、そのご家族

※詳しくは、当組合の窓口または渉外担当者までお問い合わせください。

**相双五城信用組合**

そうごしんご融資商品 **Web** 申込サービスのご案内

下のQRコードをスマホ等のアプリで読み込みと商品の詳しい説明等のページへリンクし、(パソコン・スマートフォン)へ移動し、募集の申込が可能です。※Web申込サービスのご利用については、各ページのご利用案内にてご確認ください。

**いざという時便利! カードローンラインナップ**

**カードローン・リカバ** 資金用途: 自由 金利: 1.2~1.9% 借入期間: 10年以内 借入上限: 100万円~500万円までの借入

**カードローン・アラカルト** 資金用途: 自由(専業資金を除く) 金利: 7.0%~13.5% 借入期間: 10年以内 借入上限: 100万円~500万円までの借入

**教育カードローン** 資金用途: 進学・子育て・教育にのみ使用 金利: 3.5% 借入期間: 10年以内 借入上限: 100万円~500万円までの借入

**フリーローン CSワイド** 資金用途: 自由 金利: 4.7%~14.4% 借入期間: 10年以内 借入上限: 10万円~500万円以下

**しんくみフリーローンチョイス** 資金用途: 自由 金利: 3.4%~14.4% 借入期間: 10年以内 借入上限: 1.00万円以下

**多目的ローン** 資金用途: 専業資金を除く 借入期間: 10年以内 借入上限: 1.00万円以下

**職域提携企業の役員・会員様向け商品**

**職域スクラムローン 目的型** **職域スクラムローン フリー型**

2023.11 **相双五城信用組合**

そうごしん定期預金ラインナップ

**そうごしん 年金定期預金** 年 **0.150%** 相双五城信用組合

**そうごしん 年金予約定期預金** 店頭表示金利+年 **0.100%**

**健康応援定期預金** 店頭表示金利+年 **0.100%**

**マイナズ 定期預金** 店頭表示金利+年 **0.100%**

**そうごしん 相続定期預金** 店頭表示金利+3年 **0.200%** 店頭表示金利+5年 **0.250%**

**退職金 定期預金** 年 **0.350%**

**運転免許返納者 特別定期預金** 年 **0.350%**

令和7年3月31日までにお申し込みいただいた方へ適用となります。

そうごしん定期積金ラインナップ

**友の会会員様限定定期預金にこそ!** 店頭表示金利+年 **0.150%**

**子育て支援定期積金** 年 **0.300%**

**FS定期積金** 年 **0.100%**

**~ハートフル覚書締結者様おすすめ商品~**

**スクラム定期積金** 店頭表示金利+年 **0.200%**

**ハートフルパワー** 年 **0.200%**

日本 店番076-0042 相双五城信用組合 相双五城支店 076-0042-2335 島根県南出雲郡高梁市高梁1-1-1 076-0044-148 FAX 0244-46-5783 松江支店 076-0007 相双五城信用組合 松江支店 076-0007-148 FAX 0244-36-2986 松江支店 076-2702 相双五城信用組合 松江支店 076-2702-148 FAX 0244-65-4388 松江支店 076-8021 相双五城信用組合 松江支店 076-8021-148 FAX 0244-65-0029 松江支店 076-8021 相双五城信用組合 松江支店 076-8021-148 FAX 0244-65-0029 松江支店 076-8021 相双五城信用組合 松江支店 076-8021-148 FAX 0244-65-0029 松江支店 076-8021 相双五城信用組合 松江支店 076-8021-148 FAX 0244-65-0029 松江支店 076-8021 相双五城信用組合 松江支店 076-8021-148 FAX 0244-65-0029

# 地域貢献

## 地域貢献活動

### 1. 地域に貢献する経営姿勢

当組合は、福島県浜通り・宮城県南部を主とする営業地域とし、地域の小規模事業者や住民が組合員となって、お互いに助け合い、発展していくという相互扶助の理念に基づき運営されている協同組織金融機関です。

小規模事業者や住民一人ひとりの顔が見えるきめ細かな取引を基本としており、常にお客様（組合員）の事業の発展や生活の質の向上に貢献するため、組合員の利益を第一に考えることを活動の基本としております。

また、地域社会の一員として、当組合の運営資源を活用し、地域社会の生活の質や文化の向上に積極的に取り組んでおります。

### 2. 融資を通じた地域貢献

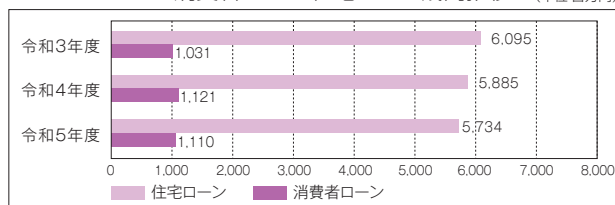
当組合は、福島県浜通り・宮城県南部を営業基盤とした地域金融機関であり、営業地域に居住・勤務している個人のお客様や、事業を営んでいる小規模事業者へ資金供給の担い手として、金融サービスを通じた地域貢献に努めております。

#### (1) 貸出先・金額

(単位:先、百万円)

	先 数	金 額
事業者	492	24,695
個人	1,573	8,344
地方公共団体	9	5,005
合 計	2,074	38,044

消費者ローン・住宅ローン残高推移 (単位:百万円)



#### (2) 地方自治体の制度融資の取扱

当組合は営業地区の中小企業向け制度融資の取扱窓口指定されており、組合員の方々にご利用いただいております。尚、詳細につきましては当組合本支店窓口へお問い合わせ下さい。

#### ◆主な制度融資取扱残高

(令和6年3月31日現在)

(単位:千円)

制度資金名	件 数	金 額
亘理町中小企業振興資金	12	23,098
大河原町中小企業振興資金	5	10,319
岩沼市中小企業振興資金	21	80,796
蔵王町中小企業振興資金	15	26,227
合 計	53	140,440

### 3. 避難区域内営業店舗について

大熊支店、富岡支店については、令和5年10月より浪江支店の店舗内店舗により営業しております。お取引いただいておりますお客様には、ご不便をおかけしますが、宜しく願いいたします。

## 4.主な融資商品

### ◆主な事業者向け商品

種 類	資金のお使いみち	ご融資金額	ご融資期間	担保・保証人
一 般 の ご 融 資	手形割引…一般商業手形の割引	詳細はお近くの営業店へお問い合わせください。		
	手形貸付…仕入れ資金など短期運転資金			
	証書貸付…設備資金など長期資金			
	当座貸越…限度額までの当座決済資金			
SSクイックローン	運転資金・設備資金	5,000万円以内	10年以内	保証協会
グ レード 職 域 1	運転資金 尚、融資既存先において旧借返済は不可	3,000万円以内	7年以内	法人の場合:原則、代表者1名 個人事業主の場合:原則、事業主の配偶者1名
グ レード 職 域 2	運転資金	2,000万円以内	5年以内	法人の場合:原則、代表者1名 個人事業主の場合:原則、事業主の配偶者1名
経 営 サ ポ ー ト 宮 城 5 0 0 0	運転資金・設備資金	5,000万円以内	(運)10年以内 (設)20年以内	法 人 事 業 者 は 原 則、代 表 者 個 人 事 業 主 の 場 合:原 則、事 業 主 担 保 設 備 資 金 期 間 10年 超 の 場 合 必 須
信 用 組 合 資 金	運転資金・設備資金	2,500万円以内	(運)10年以内 (設)15年以内	当組合規定もしくは 保証協会
しんくみパートナーズ	運転資金・設備資金	500万円以内 但し、白色申告者は200万円を上限	5年以内	保証会社
しんくみビジネスローン	運転資金・設備資金	法人事業者は500万円以内 個人事業者は300万円以内 但し、白色申告者は200万円を上限	5年以内	法人事業者は代表者、個人事業者は原則不要 保証会社
そ う ご しん く み 復 興 特 別 資 金	運転資金・設備資金	2 億 円 以 内	(運)10年 (設)15年 <sup>2年据置</sup>	保証協会又は保証人、 必要に応じて担保
T K C 当 座 貸 越 「 み ち び き 」	運転資金	2,000万円以内	5年	法人の場合:原則、代表者1名 個人事業主の場合:原則、事業主の配偶者1名

### ◆主な個人向け商品

種 類	資金のお使いみち	ご融資金額	ご融資期間	担保・保証人
SSライフステージ	住宅新築・購入・増改築・土地購入(借換資金含む)	1億円以内	35年以内	保証会社又は保証人、不動産
災害復旧住宅ローン	住宅資金(住宅一部損壊以上)	6,000万円以内	35年以内	保証会社又は保証人、不動産
災害公営住宅ローン	公営住宅買取資金	500万円以内	10年以内	保証人、担保不要
SSスーパーフリーローン	お使いみち自由(事業資金除く)	1,000万円以内	10年以内	保証会社
しんくみ多目的ローン	冠婚葬祭費用、家電購入費用、 旅行費用等(事業性資金除く)	2,000万円以内	10年以内 但し、自動車関連資金、教育関連資金、リフォーム関連資金は15年以内	保証会社
しんくみシルバークライフローン	お使いみち自由(事業資金除く)	100万円以内	5年以内	保証会社
S J フ リ ー ロ ー ン	お使いみち自由(事業資金除く)	300万円以内	8年以内	保証会社
しんくみフリーローンチョイス	お使いみち自由	1,000万円以内 事業性資金は500万円以下	15年以内 但し、事業性資金は10年以内	保証会社
しんくみカードローン・ステップ	お使いみち自由(事業資金除く)	100万円以内	3年更新	保証会社
カードローン・アラカルト	お使いみち自由(事業資金除く)	500万円以内	1年更新	保証会社
しんくみカードローン・リカバリ	お使いみち自由(事業資金除く)	100万円以内	1年更新	保証会社
教 育 カ ー ド ロ ー ン	就学予定者もしくは就学者に係る費用等	500万円以内	1年更新	保証会社
F ・ ア シ ス ト	IとIIがあり、IIは目的型、IIは原則自由(事業性資金除く)	500万円以内	10年以内	担保・保証人原則不要
F・アシストスクラム	当組合と職域提携した役員に対する消費資金	500万円以内	10年以内	担保・保証人原則不要
職 域 ス ク ラ ム ロ ー ン	当組合と職域提携した役員に対する消費資金	1,000万円以内	10年以内	保証会社



## 5.地域サービスの充実

### 1.ATMの設置数

店舗ATMは、令和5年10月に浪江支店の店舗内店舗となりました大熊支店、富岡支店以外の営業店にそれぞれ設置しております。店舗外ATMは、南相馬市鹿島区、双葉郡富岡町に各1台設置しております。

当組合設置のATMのほか、セブン銀行・ゆうちょ銀行・その他の各銀行等との提携により各金融機関のATMがご利用いただけます。(セブン銀行ATMでのご利用は24時間可能です。)

### 2.友の会活動

そうごしん友の会連合会親睦パークゴルフ大会  
令和5年5月18日 開催場所:相馬光陽パークゴルフ場



そうごしん友の会連合会親睦ゴルフ大会  
令和5年10月18日 開催場所:パーシモンカントリークラブ



### 3.情報発信

ホームページ、Facebookを開設し、地域のタイムリーな情報を含め開示しております。

ホームページアドレス <http://www.sogo-shinkumi.co.jp/>

Facebookアドレス <https://www.facebook.com/sogoshinkumi/>

## 6.中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組状況

### 1.中小企業の経営支援に関する取組方針

当組合は、お客様一人ひとりの顔が見える対話を一番大切に、最も身近な頼れる相談相手として、お客様の悩みを一緒に考え、問題の解決に努めていくため、役職員が一体となり取組むことを基本とし、自然災害等からの復旧・復興支援、経済諸要因による影響も踏まえ、次のことを実践し、経営支援して参ります。

- 中小企業者に対する信用供与については、当該中小企業者の特性及びその事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努める。
- 中小企業者から事業資金に関する債務の弁済に係る負担の軽減に関する申込があった場合は、当該中小企業者の事業についての改善又は再生の可能性その他の状況を勘案しつつ、できる限り債務の弁済に係る負担を軽減するために必要な措置を取るよう努める。
- 他の金融機関から借入を行っている債務者から貸付条件の変更等について、申込み・相談があった場合には、債務者の同意を前提に、守秘義務に留意しつつ、該当する他金融機関、政府系金融機関、信用保証協会、地域経済活性化支援機構、事業再生ADR、中小企業活性化協議会等間で相互に貸付条件の変更等に係る情報の確認を行うなど、緊密な連携に努める。
- 取引先企業に対する経営相談・経営指導及び経営改善に向けた取組みに努める。

### 2.態勢整備の状況

当組合では、融資部を中心としたスタッフで経営改善支援委員会を設置し、経営改善を必要とする先を主にリストアップし、常時営業店の管理職・役員が訪問し、進捗状況を管理するとともに、同委員会において、その内容を精査し、経営改善指導提案やコスト削減等の管理指導を行っております。

さらに、中小企業者に対し、当組合と顧問契約を結んでいる中小企業診断士と、当組合職員の帯同訪問による経営指導等も行ってあり、お客様の状況を総合的に勘案したうえで、中小企業診断士、税理士、弁護士等の各種専門家との連携や中小企業支援ネットワーク強化事業による専門家派遣や中小企業活性化協議会との連携のほか、中小企業基盤整備機構、よろず支援拠点、福島県産業復興センター、福島県産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構等との連携を図り、中小企業者の事業再生等に向けた様々な問題の解決、さらには支援するため態勢を構築しております。

### 3.取組状況

当組合と顧問契約を結んでいる中小企業診断士と当組合職員が帯同訪問し、また、外部支援機関との連携を図り、様々な問題を抱えている中小企業者に対しコンサルティング、経営指導等の支援を実施しております。

このようなかで、販路拡大や生産コスト削減に課題があった中小企業者に対し、ものづくり補助金や小規模事業者持続化補助金への申請支援等を実施し、事業計画達成の為にアドバイス等を行っております。また、新たな事業を始めるお客様に対し、事業計画書の策定及び達成に向けての支援を行っております。更にお客様が抱える事業再生や販路拡大等といった様々な経営課題解決の為、福島県産業復興センター、よろず支援拠点・中小企業基盤整備機構等へアドバイザー派遣を依頼するなどの支援も実施しております。

### 4.地域の活性化に関する取組状況

当組合の営業エリアの地域活性化の一環として、地域事業者の支援を外部支援機関及び商工会議所等と協力し、当組合営業エリアの地域活性化に寄与すべく、地域事業者支援に取組んでおります。

## ◆経営改善支援の取組み実績

(単位:先数、%)

期初債務者数 A					経営改善支援 取組み率	ランクアップ率	再生計画策定率
うち経営改善支援取組み先数 α							
	αのうち期末に債務 者区分がランクアップ した先数 (β)	αのうち期末に債務 者区分が変化しなかつた先数 (γ)	αのうち再生計画を 策定した先数 (δ)				
174	24	2	22	5	$\alpha/A$ 13.8	$\beta/\alpha$ 8.3	$\delta/\alpha$ 20.8

- (注) 1. 本表の「債務者数」、「先数」は、正常先を除く計数です。  
 2. 期初債務者数は令和5年4月当初の債務者数です。  
 3. 債務者数、経営改善支援取組み先数は、取引先企業(個人事業主を含む)であり、個人ローン、住宅ローンのみの先数は含んでおりません。  
 4. 「α(アルファ)のうち期末に債務者区分がランクアップした先数β(ベータ)」は、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先数です。尚、経営改善支援取組み先数で期中に完了した債務者はαには含まれますがβには含んでおりません。  
 5. 「αのうち期末に債務者区分が変化しなかつた先数γ(ガンマ)」は、期末の債務者区分が期初と変化しなかつた先数です。  
 6. 「αのうち再生計画を策定した先数δ(デルタ)」は、αのうち中小企業活性化協議会の再生計画策定先、RCCの支援決定先、当信組独自の再生計画策定先の合計先数です。  
 7. 期中に新たに取引を開始した取引先は、本表に含みません。

## 7.経営者保証に関するガイドラインへの対応

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客様からお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応する態勢を整備しています。経営者保証の必要性については、お客様との丁寧な対話により、財務内容等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。また、どのような改善を図れば経営者保証の解除の可能性が高まるかなどを具体的に説明し、経営改善支援を行っています。

### 【経営者保証に関するガイドラインの取組み状況】

項目	令和4年度	令和5年度
新規に無保証で融資した件数	42	73
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	41.18%	44.76%
保証契約を解除した件数	4	2
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当組合を金融機関として実施したものに限る)	0	0

## 8.地域密着型金融の取組み(令和5年4月～令和6年3月)

1.項目	【大項目】事業価値を見極める融資手法をはじめ中小企業に適した資金供給手法の徹底 【小項目】「目利き機能」の発揮に向けた取組み	【大項目】地域の情報収集を活用した持続可能な地域経済への貢献 【小項目】地域活性化につながる多様なサービスの提供
2.タイトル	企業の将来性、技術力を的確に評価できる能力、人材育成への取組み	顧客満足度向上のための取組み
3.動機(経緯)	経営相談能力・事業再生支援向上の為に、職員のスキルアップが不可欠。	相互扶助の協同組織金融機関として、地域利用者の利便性向上に努める。
4.取組み内容	①取組みの概要 ・福島県・宮城県信用組合協会による研修会への参加。 ・経営相談・経営支援に向けた通信教育の受講。 ②取組みの具体的内容 ・福島県・宮城県信用組合協会主催の研修会「事業先融資推進研修」7名、「融資審査判断能力向上研修」7名、「融資業務の基礎知識研修」7名、「取引機会を逃さない事業性融資の進め方講座」7名、「法人税申告書からアプローチする企業分析・融資提案講座」10名が通信教育を受講。	①取組みの概要 ・そうごしんSDGs定期預金および県下4信用組合統一定期預金「こども未来応援エール」の発売。 ・コロナ禍からの経営回復および原材料・人件費高騰を踏まえ、融資等の支援に向け特別貸出FSを実施。 ・夜間融資相談会の開催。 ②取組みの具体的内容 ・SDGs対策を加速化するため、そうごしんSDGs定期預金の発売。 ・特別貸出FSを令和6年1月から3月まで、各営業店にて実施し、コロナ禍や原材料・人件費高騰等で事業経営に苦慮している事業者を支援すべく訪問した。 ・融資相談者の利便性確保のため夜間融資相談会を毎週火曜日に開催。(福島県店舗は相馬西支店、宮城県店舗は亘理支店)
5.成果(効果)	【職員の成果】 ・各種講座、セミナー、研修への参加により、経営相談・経営指導のノウハウ習得に基づく顧客ニーズへの対応力が向上した。 【当組合にとっての成果】 ・事業性新規融資172件 事業性融資残高24,695百万円	【相手方にとっての成果】 ・特別貸出FSにより、事業者の経営相談業務を実施し、当組合の支援メニューを知って頂いた。 ・融資相談者の利便性のため、相馬西支店・亘理支店において毎週火曜日午後5:00～7:00まで、主に勤労者を対象に、夜間相談業務を実施。 【当組合にとっての成果】 ・特別貸出FSにて、401先訪問し経営相談から預金獲得・融資支援をした。 ・毎週火曜日の夜間融資相談会は、前記2店舗で35件の融資相談を受付した。 ・そうごしんSDGs定期預金は、850百万円、県下4信用組合統一定期預金「こども未来応援エール」は、415百万円を獲得した。
6.令和6年3月までの取組み状況に対する評価及び今後の課題	【評価】 ・定性面、定量面の両面から個々の中小企業者の状態にあった経営課題に対する支援がより深く可能になった。 【今後の課題】 ・「経営改善支援事業」等を活用した実践的な研修を行い、職員のスキルアップを目指す。 ・若年層職員に対する「目利き機能」レベルアップを図る。 ・実践研修としてOJTやFS等を実施し、組織全体のレベルアップを目指す。	【評価】 ・コロナ禍および福島県沖地震等の自然災害対応、原材料・人件費高騰対策へ積極的に取組み、地域の復旧・復興への貢献を果たすことが出来た。 【今後の課題】 ・地方創生に積極的に取組み、地元で必要とされ、お客様の期待を超える金融機関を目指していく。 ・令和6年度においても、更なる金融サービス向上を図るため、各種勉強会等を開催し、人材育成を図っていく。

# そうごしんSDGs宣言

相双五城信用組合は、東日本大震災以降、地域経済や地域社会の復興及び金融支援に取り組んで参りました。今般、国連が提唱する「持続可能な開発目標SDGs」の趣旨に賛同し、「そうごしんSDGs宣言」を新たに策定すると共に地域社会の繁栄に貢献する事で、今後共、持続可能な社会の実現に取り組んで参ります。当組合としては、17項目中12項目を選択しました。

※ SDGs (Sustainable Development Goals:エス・ディー・ジーズ) とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標」です。「誰一人取り残さない」という基本理念の元、2030年までに達成を目指す世界共通の目標として、17分野の目標とそれを達成するための169項目のターゲットで構成されています。この目標達成に向けて、政府だけでなく、自治体や企業、諸団体、個人1人ひとりに役割があり、それぞれが協力・連携することを求められています。

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



令和2年2月12日  
相双五城信用組合

理事長 梅澤 国夫

### 1. 地域経済の発展の為の取組

- ① 販路開拓支援 (しくみビジネスマッチング、クラウドファンディング等)
- ② 創業支援の為の融資取組 (日本政策金融公庫との協調融資等)
- ③ 助成金・補助金申請支援 (持続化補助金・ものづくり補助金等)
- ④ 事業承継・M&A・人材確保 (ヒューレックスグループとの業務提携)
- ⑤ 経営改善・事業再生支援 (中小企業診断士との支援事業等)
- ⑥ 地域経済団体との連携 (商工会議所・商工会等)



### 2. 地方創生の為の取組

- ① 自治体との連携 (相馬市・南相馬市・新地町・亘理町・大河原町・岩沼市・蔵王町)
- ② 信用組合業界との連携 (全信組連・全高中協・第一勧業信用組合・その他全国信組)
- ③ 定住促進住宅ローンの取組 (優遇金利等)
- ④ その他機関との連携 (福島県信用保証協会・TKC相馬部会等)
- ⑤ 交流人口増加の為の懸賞付定期預金発売 (地方創生応援定期預金等)



### 3. 環境負荷削減の為の取組

- ① ペーパーレス化
- ② クールビズ
- ③ クリーンエネルギー融資への取組 (太陽光発電・LNG関連等)
- ④ 海を守る



### 4. 地域貢献活動の取組

- ① 役員による地域イベントへの積極的な参加 (地域のお祭り等)
- ② インターンシップの受入
- ③ 各店友の会活動 (旅行・ゴルフ等)
- ④ しんくみの日週間 (献血運動・地域清掃等)
- ⑤ オレンジリングの取組 (認知症サポーター)
- ⑥ お客様向け各種セミナーの開催
- ⑦ 健康応援定期発売
- ⑧ 災害義援金の取扱い
- ⑨ 人にやさしいまちづくり条例に基づく店舗展開



### 5. 人材育成の為の取組

- ① 能力開発プログラム活用 (資格取得・検定試験等)
- ② OJT進捗管理シート活用
- ③ 外部機関の開催するセミナー等への参加によるスキルアップ
- ④ CS委員会
- ⑤ 相馬市内中学校卒業生への記念品等贈答
- ⑥ 職場体験受入
- ⑦ 各種就業支援制度の整備 (育児休暇・介護休暇等)
- ⑧ 福島県体育協会への寄付



### 6. 持続可能性を確保する為の取組

- ① コンプライアンスの徹底
- ② ディスクローチャー誌の発行
- ③ 金融商品による生活支援 (当組合独自の「おび」個人ローン・カードローン等)
- ④ 高齢者への金融サービス等提供 (年金定期・誕生日プレゼント・おびローン等)
- ⑤ 高齢者地域見守り事業への協力 (原町支店・鹿島支店・岩沼支店・蔵王支店・蔵崎支店)
- ⑥ ビーターバンクカードの寄付 (福島県信用組合協会にて)



## 貸借対照表

(単位:千円)

科 目	令和4年度	令和5年度
資 産 の 部		
現 金	1,143,854	981,811
預 け 金	36,715,132	34,588,709
有 価 証 券	32,990,035	34,055,329
国 債	5,518,480	6,934,994
地 方 債	1,346,041	2,226,010
短 期 社 債	—	—
社 債	14,805,217	15,211,918
株 式	112,304	112,304
そ の 他 の 証 券	11,207,992	9,570,102
貸 出 金	40,507,285	38,044,470
割 引 手 形	14,527	9,986
手 形 貸 付	1,013,614	774,424
証 書 貸 付	39,209,742	37,013,217
当 座 貸 越	269,401	246,842
そ の 他 の 資 産	1,156,331	1,505,439
未 決 済 為 替 貸	4,364	10,405
全 信 組 連 出 資 金	947,900	947,900
そ の 他 出 資 金	350	350
前 払 費 用	5,314	2,957
未 収 収 益	172,391	196,234
金 融 派 生 商 品	—	—
そ の 他 の 資 産	26,010	347,590
有 形 固 定 資 産	975,569	953,507
建 物	535,934	520,836
土 地	259,518	270,858
リ ー ス 資 産	33,072	26,005
建 設 仮 勘 定	—	—
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	147,042	135,807
無 形 固 定 資 産	4,149	3,055
ソ フ ト ウ ェ ア	2,437	1,390
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	1,711	1,664
繰 延 税 金 資 産	22,969	12,358
債 務 保 証 見 返	48,646	37,533
貸 倒 引 当 金	△ 1,972,939	△ 1,795,306
(うち個別貸倒引当金)	△ 1,757,162	△ 1,524,854
資 産 の 部 合 計	111,591,035	108,386,909

科 目	令和4年度	令和5年度
負 債 の 部		
預 金 積 金	91,543,846	90,033,262
当 座 預 金	254,874	161,934
普 通 預 金	33,204,057	33,606,591
貯 蓄 預 金	2,318	1,754
通 知 預 金	17,837	3,347
定 期 預 金	51,779,857	50,289,432
定 期 積 金	6,069,539	5,831,784
そ の 他 の 預 金	215,360	138,417
借 用 金	1,200,000	—
借 用 金	1,200,000	—
そ の 他 負 債	209,156	154,479
未 決 済 為 替 借	11,073	19,129
未 払 費 用	42,880	41,624
給 付 補 填 備 金	13,652	13,446
未 払 法 人 税 等	81,306	8,040
前 受 収 益	11,158	16,904
払 戻 未 済 金	3,067	9,373
リ ー ス 債 務	33,072	26,005
資 産 除 去 債 務	6,582	15,570
そ の 他 の 負 債	6,361	4,384
賞 与 引 当 金	29,076	29,383
退 職 給 付 引 当 金	—	—
役 員 退 職 慰 勞 引 当 金	111,962	126,849
睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	2,210	1,030
偶 発 損 失 引 当 金	24,315	21,126
求 償 権 償 却 引 当 金	—	—
繰 延 税 金 負 債	—	—
債 務 保 証	48,646	37,533
負 債 の 部 合 計	93,169,214	90,403,664
純 資 産 の 部		
出 資 金	8,589,982	8,585,151
普 通 出 資 金	589,982	585,151
優 先 出 資 金	8,000,000	8,000,000
資 本 剰 余 金	2,955,022	2,955,022
資 本 準 備 金	2,955,022	2,955,022
利 益 剰 余 金	7,946,637	7,858,305
利 益 準 備 金	1,181,500	1,200,500
そ の 他 利 益 剰 余 金	6,765,137	6,657,805
特 別 積 立 金	6,605,000	6,580,000
当 期 未 処 分 剰 余 金	160,137	77,805
組 合 員 勘 定 合 計	19,491,641	19,398,478
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 1,069,820	△ 1,415,234
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△ 1,069,820	△ 1,415,234
純 資 産 の 部 合 計	18,421,820	17,983,244
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	111,591,035	108,386,909

# 貸借対照表の注記

- (注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
  - デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
  - 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物付属設備を除く)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物付属設備及び構築物については定額法)を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
 

建物	13年~50年	その他	3年~20年
----	---------	-----	--------
  - 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は定額法により償却しております。なお、自組合利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
  - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法による実務処理をしております。なお、残存価額については零としております。
  - 貸倒引当金は、予め定められている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。日本公認会計士協会「銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(令和4年4月14日)に規定する正常先償却及び要注意先償却に相当する償却については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先償却に相当する償却については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先償却及び実質破綻先償却に相当する償却については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。全ての償却は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。
  - 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に属する額を計上しております。
  - 当組合は、複数事業主(信用組合等)により設立された企業年金制度(総合型企業年金基金)に加入しており、当組合の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
 

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当組合の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

(1) 制度全体の積立状況に関する事項(令和5年3月31日現在)	
年金資産の額	219,079百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	216,116百万円
差引額	2,962百万円
(2) 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合 (自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)	0.514%
(3) 補足説明	
上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高11,094百万円及び別途積立金14,056百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間9年の元利均等償却であり、当組合は、当期の計算書類上、当該償却に充てられる特別掛金6百万円を費用処理しております。	
なお、特別掛金の額はあらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記(2)の割合は当組合の実際の負担割合とは一致していません。	
10. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。	
11. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。	
12. 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に基づく負担金の将来における支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。	
13. 収益の計上方法について、当組合の主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点は、損益計算書の注記において収益を理解するための基礎となる情報とあわせて注記しております。	
14. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式により行っております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は「その他の資産」に計上し、5年間で均等償却を行っております。	
①当事業年度の計算書類等に計上した金額	1,795,306千円

- 信用リスクの管理  
当組合は、信用リスク管理規定及び信用リスクに関する管理諸規定に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などと与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に常勤理事による常務会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。  
さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総合企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
- 市場リスクの管理
  - 金利リスクの管理  
当組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会に於いて分析・検討内容を常務会に報告し、常務会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。日常的には総合企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、四半期ベースで常務会に報告しております。
  - 価格変動リスクの管理  
有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM委員会の方針に基づき、常務会の監督の下、市場リスク管理規定に従い行われております。このうち、総合企画部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。  
当組合で保有している株式は、出資目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。これらの情報は総合企画部を通じ、理事会、常務会及びALM委員会において定期的に報告されております。
  - デリバティブ取引  
デリバティブ取引に関しては、取引の執行を常務会の承認の下実施されております。
  - 市場リスクに係る定量的情報  
当組合では、「預け金」、「有価証券」、「貸出金」、「預金積金」及び「借入金」の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。当組合のVaRはモンテカルロ法(保有期間63日、信頼区間99%、観測期間2年)、GPS法(保有期間63日、信頼区間99%、観測期間1年)により算出しており、令和6年3月31日(当事業年度の決算日)現在で当組合の市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で2,141百万円です。  
なお、当組合では、VaRによる市場リスク計測の有効性を確認するため、全国信用協同組合連合会より提供されるボラティリティデータによりテストを実施しております。但し、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。
  - 資金調達に係る流動性リスクの管理  
当組合は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。
  - 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明  
金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該時価が異なることもあります。  
なお、金融商品のうち貸出金、預け金、預金積金及び借入金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。
- 金融商品の時価等に関する事項  
令和6年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません(注2)参照。  
また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)			
	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金(*1)	34,588	34,592	4
(2) 有価証券(*2)			
満期保有目的の債券	2,896	2,858	△38
その他有価証券	31,045	31,045	-
(3) 貸出金(*1)	38,044		
貸倒引当金(*2)	△1,597		
	36,447	37,467	1,020
金融資産計	104,978	105,964	985
(1) 預金積金(*1)	90,033	89,993	△39
金融負債計	90,033	89,993	△39

- (\*1) 預け金、貸出金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。
- (\*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。  
なお、その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針31号 令和3年6月17日)第24-3項及び第24-9項の基準価額の時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は市場における取引価格が存在している場合は、当該価格を時価としております。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合、基準価額を時価としており、当該重要な制限がある場合は基準価額を時価とみなしております。なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については18に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。  
①6カ月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額）。  
②①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿簿価）を時価とみなしております。定期預金の時価は、一定の金額帯および期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。

(注2) 市場価格のない株式等及び全信組連出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式及び出資金 (*1)	112
全信組連出資金 (*1)	947
合 計	1,060

(\*1) 非上場株式及び全信組連出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

18. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」「地方債」「社債」「その他の証券」があります。以下19まで同様であります。

- (1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。  
(2) 満期保有目的の債券

【時価が貸借対照表計上額を超えるもの】 (単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
国 債	595	600	4
地方債	-	-	-
社 債	-	-	-
その他	1,000	1,005	5
小 計	1,595	1,606	10

【時価が貸借対照表計上額を超えないもの】 (単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
国 債	-	-	-
地方債	-	-	-
社 債	301	297	△3
その他	1,000	954	△45
小 計	1,301	1,251	△49
合 計	2,896	2,858	△38

(3) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式はありません。

(4) その他有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】 (単位:百万円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
国 債	307	304	3
地方債	1,724	1,712	11
社 債	2,804	2,793	11
その他	2,193	2,153	40
小 計	7,031	6,964	66

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】 (単位:百万円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
国 債	6,031	6,572	△541
地方債	501	502	0
社 債	12,106	12,680	△574
その他	5,375	5,741	△365
小 計	24,014	25,496	△1,481
合 計	31,045	32,460	△1,415

(5) 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(6) 当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

(単位:百万円)

売却価額	売却益	売却損
1,071	43	2

19. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債 券	531	2,119	6,242	15,479
国 債	-	-	305	6,629
地方債	531	624	962	106
社 債	-	1,494	4,974	8,742
そ の 他	299	2,286	1,304	2,817
合 計	831	4,405	7,547	18,297

20. 協同組合による金融事業に関する法律及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるものであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	1,667百万円
危険債権額	1,412百万円
三月以上延滞債権額	43百万円
貸出条件緩和債権額	154百万円
合計額	3,277百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

21. 手形割引により取得した商業手形の額面金額は9百万円であります。  
22. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約束する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、2,931百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが2,786百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

23. 有形固定資産の減価償却累計額 1,223百万円  
24. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

(単位:百万円)

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金(注1)	82
貸倒引当金	395
減価償却費	37
その他有価証券評価差額金	387
その他	78
繰延税金資産小計	981
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注1)	△82
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△884
評価性引当額小計	△966
繰延税金資産合計	15
繰延税金負債	
その他	2
繰延税金負債合計	2
繰延税金資産(△負債)の純額	12

(注1) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超	合 計
税務上の繰越欠損金(a)	-	-	-	-	82	82
評価性引当額	-	-	-	-	△82	△82
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

25. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 518百万円  
26. 担保に提供している資産は、公金取扱い、為替取引及び日本銀行歳入復代理店取引等のために預け金1,272百万円を担保として提供しております。  
27. 出資1口当たりの純資産額は1,691円90銭です。

## 損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和4年度	令和5年度
経常収益	1,441,640	1,195,883
資金運用収益	1,130,471	1,092,331
貸出金利息	619,082	591,330
預け金利息	39,470	37,890
有価証券利息配当金	428,033	427,236
その他の受入利息	43,884	35,873
役務取引等収益	38,374	42,925
受入為替手数料	18,671	20,020
その他の役務収益	19,702	22,904
その他業務収益	253,913	49,708
金融派生商品収益	—	—
国債等債券売却益	91,638	43,750
国債等債券償還益	158,310	454
その他の業務収益	3,964	5,503
その他経常収益	18,881	10,917
貸倒引当金戻入益	—	—
償却債権取立益	1,595	6,135
その他の経常収益	17,285	4,782
経常費用	1,229,513	1,246,222
資金調達費用	35,508	40,216
預金利息	27,198	31,443
給付補填備金繰入額	8,240	8,772
借入金利息	69	—
役務取引等費用	56,537	59,054
支払為替手数料	7,453	7,317
その他の役務費用	49,083	51,736
その他業務費用	29,788	17,489
金融派生商品費用	10,362	—
国債等債券売却損	19,426	2,226
国債等債券償還損	—	15,263
その他の業務費用	—	—
経常費用	879,048	846,662
人件費	504,192	498,688
物件費	334,673	314,432
税金	40,182	33,540
その他経常費用	228,630	282,800
貸倒引当金繰入額	212,435	273,587
貸出金償却	26	2
債権等売却損	2,378	1,041
その他の経常費用	13,788	8,168
経常利益	212,127	△ 50,338
特別利益	8,826	577
その他の特別利益	8,826	577
特別損失	59,494	4,877
固定資産処分損	8,312	217
減損損失	—	4,660
その他の特別損失	51,181	—
税引前当期純利益	161,458	△ 54,639
法人税・住民税及び事業税	104,350	3,826
法人税等調整額	23,004	10,611
法人税等合計	127,355	14,437
当期純利益	34,103	△ 69,077
繰越金(当期首残高)	126,033	146,882
当期末処分剰余金	160,137	77,805

## 剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目	令和4年度	令和5年度
当期末処分剰余金	160,137	77,805
積立金取崩額	25,000	—
剰余金処分額	38,254	28,891
利益準備金	19,000	8,000
普通出資金に対する配当金	17,654 (年3.0%の割合)	17,691 (年3.0%の割合)
優先出資金に対する配当金	1,600 (年0.01%の割合)	3,200 (年0.02%の割合)
特別積立金	—	—
繰越金(当期末残高)	146,882	48,914

### 損益計算書の注記

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 収益を理解するための基礎となる情報は以下のとおりであります。  
顧客との契約から生じる収益の主なものは融資業務や為替業務に基づく受入手数料（一般顧客から受領する手数料のほか、銀行間手数料を含む）であり、これらの取引の履行義務は、通常、対価の受領と同時期に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。
- 特別利益の「その他の特別利益」577千円は、経営コスト削減支援補助金によるものです。
- 出資 一口当たりの当期純利益 △60円95銭

### ■会計監査人による監査

貸借対照表・損益計算書および剰余金処分計算書については、「協同組合による金融事業に関する法律」第5条の8第3項の規定に基づき、YAC公認会計士共同事務所の監査を受け適正である旨の監査報告を受理しております。

### ■代表理事の確認

私は当組合の令和5年4月1日から令和6年3月31日までの第73期の事業年度における貸借対照表、損益計算書並びに剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認致しました。

令和6年6月24日  
相双五城信用組合  
理事長 梅澤 国夫

## 業務粗利益及び業務純益等

(単位：千円、%)

科 目	令和4年度	令和5年度
資金運用収益	1,130,471	1,092,331
資金調達費用	35,508	40,216
資金運用収支	1,094,962	1,052,114
役員取引等収益	38,374	42,925
役員取引等費用	56,537	59,054
役員取引等収支	△ 18,162	△ 16,128
その他業務収益	253,913	49,708
その他業務費用	29,788	17,489
その他の業務収支	224,124	32,219
業務粗利益	1,300,924	1,068,205
業務粗利益率	1.12%	0.96%
業務純益	453,942	166,868
実質業務純益	421,876	221,543
コア業務純益	191,353	194,827
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く。)	191,353	194,827

- (注) 1. 資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用を控除して表示しております。  
 2. 業務粗利益率＝業務粗利益／資金運用勘定平均残高×100  
 3. 業務純益＝業務収益－(業務費用－金銭の信託運用見合費用)  
 4. 実質業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額  
 5. コア業務純益＝実質業務純益－国債等債券損益

## 役員取引の状況

(単位：千円)

科 目	令和4年度	令和5年度
役員取引等収益	38,374	42,925
受入為替手数料	18,671	20,020
その他の受入手数料	19,649	22,854
その他の役員取引等収益	52	50
役員取引等費用	56,537	59,054
支払為替手数料	7,453	7,317
その他の支払手数料	934	440
その他の役員取引等費用	48,148	51,296

## 受取利息及び支払利息の増減

(単位：千円)

項 目	令和4年度	令和5年度
受取利息の増減	△ 7,869	△ 27,752
支払利息の増減	1,999	4,245

## 経費の内訳

(単位：千円)

科 目	令和4年度	令和5年度
人 件 費	504,192	498,688
報酬給料手当	402,874	397,613
退職給付費用	38,739	41,192
社会保険料等	62,578	59,882
物 件 費	334,673	314,432
事務費	152,909	146,698
固定資産費	60,712	56,903
事業費	25,075	22,854
人事厚生費	11,041	9,749
預金保険料	12,610	13,148
その他	72,324	65,078
税金	40,182	33,540
経費合計	879,048	846,662

## 報酬体系について

### 1. 対象役員

当組合では、理事全員及び監事全員（非常勤を含む）の報酬体系を開示しております。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

#### (1) 報酬体系の概要

##### 【基本報酬】

非常勤を含む全役員の基本報酬につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等をそれぞれ勘案し、当組合の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額につきましては、監事の協議により決定しております。

##### 【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

#### (2) 役員に対する報酬

(単位：百万円)

区分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理 事	50	51
監 事	9	10
合 計	59	61

- 注1. 上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式第4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。  
 注2. 支払人数は、理事10名、監事3名です（退任役員を含む）。  
 注3. 上記以外に支払った役員退職慰労金は352千円です。

### 2. 対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の職員で対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受け取る者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

尚、令和5年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

注1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含まれております。

注2. 「同額」は、令和5年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

注3. 当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「給与規定」及び「退職年金規約」に基づき支払っております。尚、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自社の利益を上げることや株価を上げることに関与する報酬となっていないため、職員が過度なリスクを伴う報酬体系はありません。



# 当組合の自己資本の充実の状況等について

## 1. 自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本につきましては、地域のお客様による（普通）出資金及び優先出資金並びに資本・利益剰余金にて調達しております。

発行主体	相双五城信用組合	相双五城信用組合
資本調達手段の種類	普通出資	非累積的永久優先出資
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	585百万円	10,955百万円
配当率	3.00%	0.02%

## 2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当組合は、これまで内部留保による資本の積上げ等を行なうことにより自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を十分保っているものと評価しております。なお、将来の自己資本の充実策については、年度毎に掲げる収支計画書に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一の施策として考えております。

## 3. 信用リスクに関する事項

### (1) リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化等により、当組合が損失を受けるリスクのことです。当組合では、信用リスクを当組合が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示し、広く従業員に理解と遵守を促すとともに、信用リスク管理を徹底しています。

信用リスクの評価は、小口多数取引の推進によるリスク分散の他、与信ポートフォリオ管理として信用格付別や自己査定による債務者区分別、業種別、更には与信集中によるリスクの抑制のため大口与信先の管理など、様々な角度からの分析に注力しております。

以上、一連の信用リスク管理の状況については、信用組合業界のS K Cシステムの信用格付システム等において分析・検討を行い、常務会や理事会といった経営陣に報告を行なう態勢となっております。

貸倒引当金は、「資産自己査定・償却引当計上基準」に基づき自己査定における債務者区分毎に計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については会計監査人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

### (2) リスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関は以下の機関を採用していますが、全て野村證券㈱のi-p o r tによるものです。なお、エクスポージャーの種類毎に適格格付機関の使い分けは行っていません。

- ①㈱日本格付投資情報センター（R&I）
- ②㈱日本格付研究所（JCR）
- ③ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
- ④スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス（S&P）
- ⑤フィッチ・IBCA・インク

## 4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方法及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、組合が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保・有価証券担保・保証等が該当します。当組合では、融資の取上げに際し、資金使途・返済原資・財務内容・事業環境・経営者の資質等、様々な角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付として認識しております。

従って、担保又は保証に過度に依存しないような融資取上げ姿勢に徹しております。但し、与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上で、ご契約いただくなど適切な取扱いに努めております。当組合が扱う担保には、自組合預金積金・有価証券・不動産担保等、保証には、人的保証・信用保証協会保証・民間保証等がありますが、その手続きについては、組合が定める基準や手続書等により、適切な事務取扱い及び適正な評価を行っております。又、お客様が期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺を用いる場合があります。この際、信用リスク削減方策の一つとして、組合が定める各種約定書等に基づき、法的に有効である旨確認の上、事前の通知や諸手続きを省略して払戻充当致します。

なお、自己資本比率規制で定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自組合預金積金が該当します。また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

## 5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

派生商品取引及び長期決済期間取引は該当がありません。

## 6. 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

当組合は、証券化取引を行っておりません。

## 7. オペレーショナル・リスクに関する項目

### (1) リスク管理の方針及び手続の概要

当組合では、オペレーショナル・リスクを「役職員の不正確な事務処理、或いは事故・不正・情報漏洩等により被るリスク、または、コンピューターシステムのダウン・誤作動等、システムの不備、コンピューターの不正使用等に伴い当組合が被るリスク」と定義しています。更に当組合は、オペレーショナル・リスクについて、事務リスク・システムリスク・人的リスク・風評リスク等の各リスクを含む幅広いリスクと考え、管理態勢や管理方法に関するリスク管理の方針を定め、確実にリスクを認識し、評価しております。リスクの計測に関しましては、基礎的手法を採用することとし、態勢を整備して参ります。

また、これらのリスクに関しましては、リスク管理委員会等各種委員会におきまして、協議・検討すると共に、必要に応じて常務会・理事会へ報告する態勢を整備しております。

### (2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当組合は基礎的手法を採用しております。

#### ※基礎的手法による算定式

〔業務粗利益－債権売却益・償還益＋債権売却損・償還損・役務取引等費用（アウトソーシング費用のみ）〕×0.15の直近3年間の平均×12.5

## 8. 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手法の概要

銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーにあたるものは、上場株式・非上場株式・子会社関連会社・政策投資株式・上場優先出資証券・株式関連投資信託・その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金が該当しますが、当組合では、全国信用協同組合連合会・商工組合中央金庫等への出資金と信組情報サービス㈱等の株式を保有していますが、これらは全て業務上の保有で投資目的のものはございません。

## 9. 銀行勘定における金利リスクに関する事項

### (1) リスク管理の方針及び手続の概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指します。

当組合では、最低所要自己資本比率の対象となっていない銀行勘定の金利リスクや信用集中リスク等も含めたリスクを把握した上で、経営上必要な自己資本を検討することとしています。具体的には、A L Mシステムにおける金利リスク量の算定により自己資本比率への影響管理を行い、A L M委員会において資産・負債の総合的な管理（金利リスク量削減のための施策を検討）を行なっております。更に、A L M委員会において検討した内容につきましては、定期的に常務会へ報告させ、常務会においては、A L M委員会からの報告に基づき、検討の上是正すべき内容に対応することとしています。このように、当組合では、将来の金利変動に対するリスク管理を厳格に行なっています。

### (2) 金利リスク算定手法

当組合は、信用組合業界で構築したS K C－A L Mシステムを用いて、保有期間1年、観測期間最低5年で測定される99%タイル値と1%タイル値の金利変動リスク量を計測する手法により金利リスク量を管理しております。

## (1)自己資本の構成に関する事項

(単位:千円、%)

<項 目>	令和4年度	令和5年度
コア資本に係る基礎項目(1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組員勘定又は会員勘定の額	19,472,387	19,377,587
うち、出資金及び資本剰余金の額	11,545,004	11,540,173
うち、利益剰余金の額	7,946,637	7,858,305
うち、外部流出予定額(△)	19,254	20,891
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	215,776	270,451
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	215,776	270,451
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	19,688,163	19,648,039
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く)の額の合計額	3,013	2,218
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	3,013	2,218
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限り)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限り)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	3,013	2,218
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	19,685,150	19,645,820
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	52,243,755	50,050,093
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 2,062	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	△ 2,062	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	2,065,904	2,073,575
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	54,309,659	52,123,668
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(ニ))	36.24	37.69

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準により自己資本比率を算出しております。

## (2) 自己資本の充実度に関する項目

(単位:千円)

<項目>	令和4年度		令和5年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	52,243,755	2,089,750	50,050,093	2,002,003
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	52,245,813	2,089,832	50,050,093	2,002,003
(I) ソブリン向け	140,294	5,611	105,041	4,201
(II) 金融機関向け	11,520,371	460,814	11,117,656	444,706
(III) 法人等向け	9,068,651	362,746	9,227,784	369,111
(IV) 中小企業等・個人向け	1,655,114	66,204	1,739,057	69,562
(V) 抵当権付住宅ローン	1,713,704	68,548	1,645,389	65,815
(VI) 不動産取得等事業向け	10,256,047	410,241	9,033,289	361,331
(VII) 3ヶ月以上延滞等	195,213	7,808	546,350	21,854
(VIII) 出資等	—	—	—	—
出資等のエクスポージャー	—	—	—	—
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
(IX) 他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	—	—	—	—
(X) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	947,900	37,916	947,900	37,916
(XI) その他	16,748,519	669,940	15,687,623	627,504
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—
リスク・スルー方式	—	—	—	—
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式 (250%)	—	—	—	—
蓋然性方式 (400%)	—	—	—	—
フォールバック方式 (1250%)	—	—	—	—
④経過措置によりリスクアセットの額に算入されるものの額	△ 2,062	△ 82		
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク	2,065,904	82,636	2,073,575	82,943
ハ. 単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	54,309,659	2,172,386	52,123,668	2,084,946

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスクアセットの額×4%  
 2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。  
 3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、信用保証協会等のことです。  
 4. 「3ヶ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。  
 5. 「その他」とは、(I)~(X)に区分されないエクスポージャーです。  
 6. オペレーショナル・リスクは当組合は基礎的手法を採用しております。

$$\frac{\text{〈オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法〉}}{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%} \div 8\% \\ \text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}$$

7. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

### ご返済がお困りになっているお客様へ

当組合は、中小企業のお客様、住宅ローンをご利用のお客様からのご返済等に関するご相談について、お客様とのこれまでの取引関係やお客様の理解、経験、資産の状況等に応じて、適切かつ丁寧な対応に努めていくため、貸付条件の変更等の申込みに対する方針を定め、これを遵守し、全従業員が一体となって取り組んでまいります。

ご返済及び融資に関するご相談については、当組合、本部、各営業店にお問い合わせ下さい。また、火曜夜間融資相談会を相馬西支店(相双ローンセンター)及び亙理支店(仙南ローンセンター)にて実施しております。詳しくは本部、各営業店又は、当組合の渉外担当者にお問い合わせ下さい。

なお、お客様からの苦情・要望等についても、右記相談窓口等にご遠慮なくお申出ください。

### 中小企業のお客様

業績不振による倒産・廃業、受注減少や売上減少による減収など、不安定な経済情勢の影響(状況)等によりご返済が困難となった場合

### 住宅ローンご利用のお客様

勤務先の倒産による解雇、リストラによる転職・退職・出向による減収、業績悪化などによる給与・ボーナスの減収、超過勤務減少による減収などの事情によりご返済が困難となった場合

- ご返済に関するお問い合わせ先:  
相双五城信用組合 融資部審査課 電話: 0244-36-5561
- 苦情・要望に関するお問い合わせ先:  
相双五城信用組合コンプライアンス委員会 電話: 0244-36-5561

### (3)信用リスクに関する事項

(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

#### イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

(単位:百万円)

業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高									
			貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引		3ヶ月以上延滞エクスポージャー	
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
製 造 業	2,768	3,347	407	400	2,361	2,947	—	—	19	21
農 業 ・ 林 業	121	106	121	106	—	—	—	—	—	—
漁 業	710	658	710	658	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	3,487	2,608	2,812	1,941	675	667	—	—	187	182
電気・ガス・熱供給 水道業	6,017	6,699	3,564	3,683	2,453	3,016	—	—	—	—
情 報 通 信 業	893	389	—	3	893	386	—	—	—	—
運 輸 業 ・ 郵 便 業	2,175	2,352	70	190	2,105	2,162	—	—	—	5
卸 売 業 ・ 小 売 業	1,859	1,673	1,466	1,383	393	290	—	—	5	5
金 融 ・ 保 険 業	52,965	48,823	4,710	4,711	11,540	9,524	—	—	—	—
不 動 産 業	13,266	13,282	8,147	7,864	5,119	5,418	—	—	136	22
物 品 賃 貸 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・ 技術サービス業	75	69	75	69	—	—	—	—	—	—
宿 泊 業	1,208	1,049	1,208	1,049	—	—	—	—	—	—
飲 食 業	586	543	586	543	—	—	—	—	6	2
生活関連サービス業、娯楽業	440	304	440	304	—	—	—	—	—	—
教育、学習支援業	5	11	5	11	—	—	—	—	—	—
医 療 ・ 福 祉	7	6	7	6	—	—	—	—	—	—
その他のサービス	3,333	2,617	2,843	2,617	490	—	—	—	544	208
そ の 他 の 産 業	1,233	1,207	1,233	1,207	—	—	—	—	—	635
国・地方公共団体等	12,321	14,650	5,368	5,011	6,953	9,639	—	—	—	—
個 人	6,951	6,701	6,951	6,701	—	—	—	—	113	133
そ の 他	3,143	3,088	—	—	3	1	—	—	—	—
業 種 別 合 計	113,563	110,182	40,735	38,468	32,990	34,055	—	—	1,012	1,218
1 年 以 下	41,416	36,751	2,495	1,363	2,206	800	—	—	—	—
1 年 超 3 年 以 下	4,376	3,345	968	1,743	3,408	1,602	—	—	—	—
3 年 超 5 年 以 下	3,619	4,419	1,918	1,739	1,701	2,680	—	—	—	—
5 年 超 7 年 以 下	3,208	7,285	1,948	3,438	1,260	3,847	—	—	—	—
7 年 超 10 年 以 下	9,033	8,128	5,204	4,276	3,829	3,852	—	—	—	—
10 年 超	45,462	43,569	27,749	25,272	17,713	18,297	—	—	—	—
期間の定めのないもの	3,323	3,611	453	637	2,870	2,974	—	—	—	—
そ の 他	3,126	3,074	—	—	—	—	—	—	—	—
残 存 期 間 別 合 計	113,563	110,182	40,735	38,468	32,990	34,055	—	—	—	—

(注) 1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。

2. 「3ヶ月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞しているエクスポージャーのことです。

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は、一部を把握することが困難な投資信託等及び業種区分や期間区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、その他の資産の一部、有形無形固定資産、繰延税金資産が含まれます。

4. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行なっているため、「地域別」の区分は省略しております。

5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位:千円)

	個別貸倒引当金								貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額		期末残高			
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
製造業	13,441	37,624	24,213	9,638	30	30	37,624	47,232	—	—
農業・林業	13,054	3,483	—	—	9,570	3,483	3,483	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	153,940	177,070	31,303	13,334	8,173	22,153	177,070	168,250	—	—
電気・ガス・熱供給水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
卸売業、小売業	44,135	33,658	2,457	22,751	12,934	860	33,658	55,549	—	—
金融、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	106,226	129,742	30,605	4,180	7,089	104,606	129,742	29,316	—	—
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿泊業	201,526	209,405	7,879	140,743	—	—	209,405	350,149	—	—
飲食業	37,760	42,869	6,816	3,644	1,707	1,935	42,869	44,578	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	—	—	—	197,767	—	—	—	197,767	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他のサービス	583,622	566,199	5,907	6,253	23,330	356,190	566,199	216,262	—	—
その他の産業	249,342	454,797	205,455	—	—	139,615	454,797	315,182	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	133,406	102,312	16,616	6,701	47,711	8,447	102,312	100,565	26	2
合計	1,536,456	1,757,162	331,254	405,012	110,547	637,321	1,757,162	1,524,854	26	2

(注) 1.当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行なっているため、「地域別」の区分は省略しております。  
2.業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ハ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:千円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
		一般貸倒引当金	令和4年度	247,842	34,789
	令和5年度	215,776	110,995	56,320	270,451
個別貸倒引当金	令和4年度	1,536,456	331,254	110,547	1,757,162
	令和5年度	1,757,162	405,012	637,321	1,524,854
合計	令和4年度	1,784,299	366,043	177,403	1,972,939
	令和5年度	1,972,939	516,008	693,641	1,795,306

二. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:千円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分	エクスポージャーの額			
	令和4年度		令和5年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	13,376,530	—	15,346,083
10%	—	1,456,250	—	1,340,408
20%	15,239,989	36,715,132	13,971,825	34,588,709
35%	—	4,908,983	—	4,712,012
50%	8,966,770	—	9,468,102	—
75%	—	2,392,735	—	2,483,721
100%	4,400,617	22,982,188	4,125,136	21,396,832
150%	—	1,011,589	—	1,213,006
250%	2,113,187	—	1,536,375	—
1,250%	—	—	—	—
合計	30,720,564	82,843,409	29,101,440	81,080,774

(注) 1.格付は、適格格付機関が付与しているものに限ります。  
2.エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。  
3.コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

#### (4)信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:千円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
		令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		232,554	221,596	—	—	—	—
	①ソブリン向け	—	—	—	—	—	—
	②金融機関向け	—	—	—	—	—	—
	③法人等向け	20,707	15,107	—	—	—	—
	④中小企業等・個人向け	211,847	206,489	—	—	—	—
	⑤抵当権付住宅ローン	—	—	—	—	—	—
	⑥不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
	⑦3ヶ月以上延滞等	—	—	—	—	—	—

(注)当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

#### (5)派生商品取引及び長期決済期間取引相手のリスクに関する事項

当組合は、派生商品取引及び長期決済期間取引に該当する取引はありません。

#### (6)証券化エクスポージャーに関する事項

当組合は、証券化エクスポージャーに該当する取引はありません。

#### (7)出資等エクスポージャーに関する事項

##### イ. 出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額等

(単位:千円)

区 分		売買目的有価証券		その他有価証券で時価のあるもの				
		貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額	取得原価(償却原価)	貸借対照表計上額	評価差額		うち損
						うち益	うち損	
上 場 株 式	令和4年度	—	—	—	—	—	—	—
	令和5年度	—	—	—	—	—	—	—
非上場株式等	令和4年度	—	—	—	—	—	—	—
	令和5年度	—	—	—	—	—	—	—
合 計	令和4年度	—	—	—	—	—	—	—
	令和5年度	—	—	—	—	—	—	—

(注)貸借対照表計上額は、期日における市場価格等に基づいております。

##### ロ. 子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額等

当組合は、子会社及び関連会社に該当する株式はありません。

##### ハ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:千円)

		売 却 額			株式等償却
		売却益	売却損		
出資等エクスポージャー	令和4年度	—	—	—	—
	令和5年度	—	—	—	—

#### (8)リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

当組合は、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当する取引はありません。

#### (9)金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB1:金利リスク					
項番		Δ E V E		Δ N I I	
		令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
1	上方パラレルシフト	4,595	4,279	0	0
2	下方パラレルシフト	0	0	35	0
3	スティープ化	4,225	3,892		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	4,595	4,279	35	0
		令和4年度		令和5年度	
8	自己資本の額	19,685		19,645	

(注)金利リスクの算定手法の概要等は、貸借対照表の注記に記載しております。

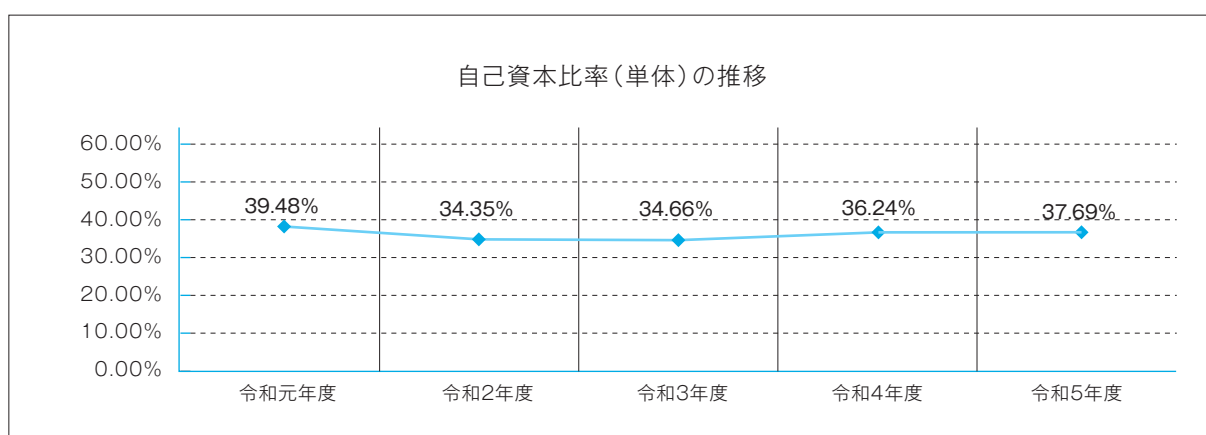
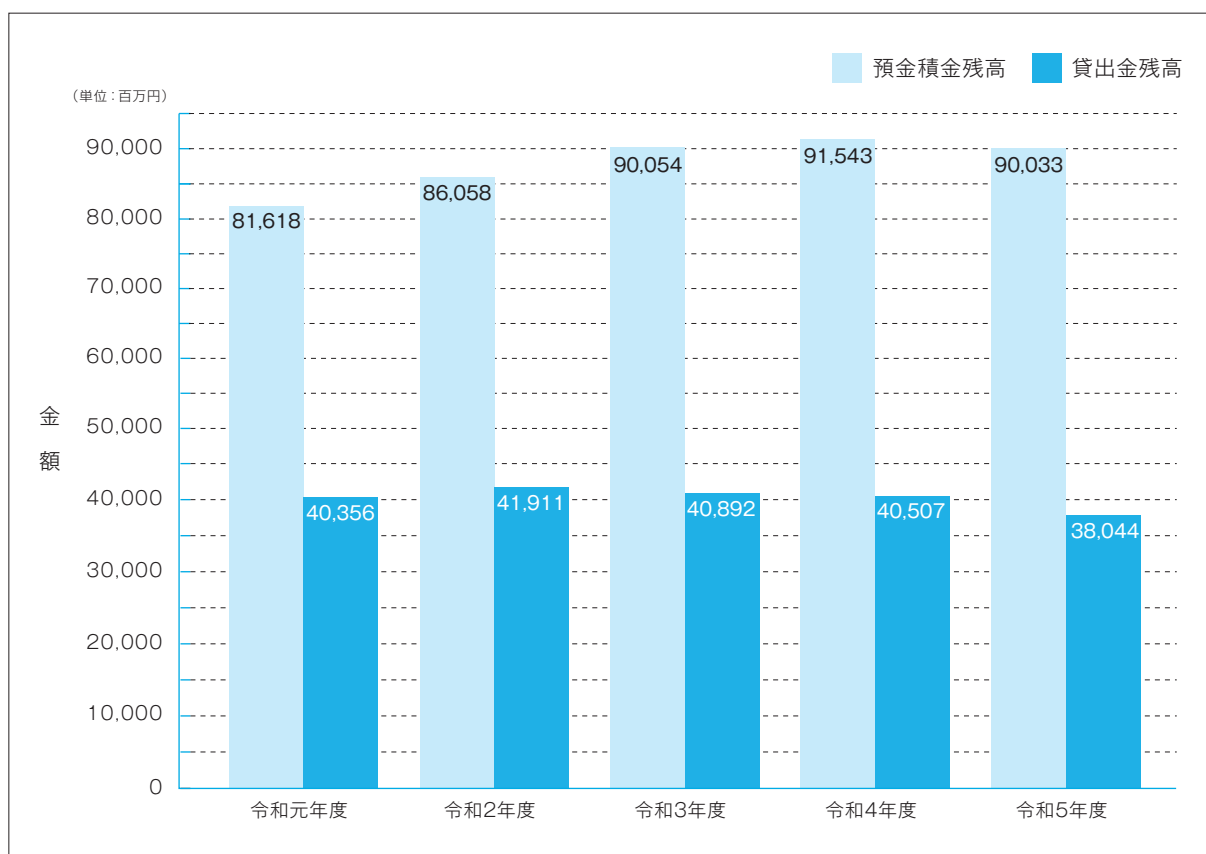
## 主要な経営指標の推移

(単位:千円)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
経常収益	1,223,522	1,755,544	1,548,056	1,441,640	1,195,883
経常利益(又は経常損失)	141,226	171,549	145,669	212,127	△50,338
当期純利益(又は当期純損失)	106,060	145,039	34,396	34,103	△69,077
預金積金残高	81,618,923	86,058,617	90,054,360	91,543,846	90,033,262
貸出金残高	40,356,793	41,911,191	40,892,460	40,507,285	38,044,470
有価証券残高	37,732,476	37,382,953	37,552,058	32,990,035	34,055,329
総資産額	107,065,994	113,914,116	117,061,364	111,591,035	108,386,909
純資産額	19,906,935	20,321,613	19,665,138	18,421,820	17,983,244
自己資本比率(単体)	39.48%	34.35%	34.66%	36.24%	37.69%
出資総額	8,602,069	8,596,095	8,591,308	8,589,982	8,585,151
出資総口数	1,524千口	1,512千口	1,502千口	1,499千口	1,490千口
出資に対する配当金	18,108	18,126	17,899	19,254	20,891
職員数	89人	84人	87人	82人	76人

(注) 1. 残高係数は期末日現在のものです。

2. 「自己資本比率(単体)」は、平成18年金融庁告示第22号により算出しております。



## 資金運用勘定、調達勘定の平均残高等

科目	年度	平均残高(百万円)	利息(千円)	利回り(%)
資金運用勘定	令和4年度	115,834	1,130,471	0.97
	令和5年度	111,111	1,092,331	0.98
うち貸出金	令和4年度	40,989	619,082	1.51
	令和5年度	39,249	591,330	1.50
うち預け金	令和4年度	36,280	39,470	0.10
	令和5年度	34,651	37,890	0.10
うち金融機関貸付等	令和4年度	—	—	—
	令和5年度	—	—	—
うち有価証券	令和4年度	37,616	428,033	1.13
	令和5年度	36,262	427,236	1.17
うちその他	令和4年度	948	43,884	4.62
	令和5年度	948	35,873	3.78
資金調達勘定	令和4年度	96,414	35,508	0.03
	令和5年度	91,976	40,216	0.04
うち預金積金	令和4年度	92,924	35,438	0.03
	令和5年度	91,766	40,216	0.04
うち譲渡性預金	令和4年度	—	—	—
	令和5年度	—	—	—
うち借入金	令和4年度	3,450	69	0.00
	令和5年度	180	—	—
うちその他	令和4年度	39	—	—
	令和5年度	29	—	—

## 総資産利益率

(単位: %)

区分	令和4年度	令和5年度
総資産経常利益率	0.18	△0.04
総資産当期純利益率	0.02	△0.06

(注) 総資産経常(当期純)利益率 =  $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

## 1店舗当たりの預金及び貸出金残高

(単位: 千円)

区分	令和4年度	令和5年度
1店舗当たりの預金残高	6,538,846	6,430,947
1店舗当たりの貸出金残高	2,893,377	2,717,462

## 職員1人当たりの預金及び貸出金残高

(単位: 千円)

区分	令和4年度	令和5年度
職員1人当たりの預金残高	1,116,388	1,184,648
職員1人当たりの貸出金残高	493,991	500,585

## 総資金利鞘等

(単位: %)

区分	令和4年度	令和5年度
資金運用利回(a)	0.97	0.98
資金調達原価率(b)	0.94	0.96
総資金利鞘(a-b)	0.03	0.02

## その他業務収益内訳

(単位: 千円)

項目	令和4年度	令和5年度
外国為替売買益	—	—
商品有価証券売買益	—	—
国債等債券売却益	91,638	43,750
国債等債券償還益	158,310	454
金融派生商品収益	—	—
その他の業務収益	3,964	5,503
その他業務収益合計	253,913	49,708

## 有価証券、金銭の信託等の取得価格または契約価格、時価および評価損益

(単位: 千円)

項目	年度	取得価格または契約価格	時価	評価損益
有価証券	令和4年度	34,059,856	32,990,035	△1,069,820
	令和5年度	35,470,563	34,055,329	△1,415,234
金銭の信託	令和4年度	—	—	—
	令和5年度	—	—	—
デリバティブ等商品	令和4年度	—	—	—
	令和5年度	—	—	—

- (注) 1. 有価証券、金銭の信託の「時価」は、上場有価証券については決算日時価、非上場有価証券については価格等の算定が可能なもの(店頭売買有価証券については証券業協会が公表する売買価格等、公募債券については証券業協会が公表する公社債店頭気配表に掲載されている銘柄の利回りに基づいて計算した価格、証券投資信託の受益証券については基準価格)については時価相当額、その他のものは帳簿価格です。
2. デリバティブ等商品とは、預金等と協同組合による金融事業に関する法律施行規則第5条の7第5項各号に掲げる取引(金融先物取引、金融等デリバティブ取引、先物外国為替取引、有価証券デリバティブ取引等)を組合せた商品です。

## 預貸率及び預証率

(単位: %)

区分	分	令和4年度	令和5年度
預貸率	(期末)	44.24	42.25
	(平均残高)	44.11	42.77
預証率	(期末)	36.03	37.82
	(平均残高)	40.48	39.51



# 資金調達

## 預金種目別平均残高

(単位：千円、%)

種 目	令和4年度		令和5年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
流動性預金	33,585,498	36.14	33,802,864	36.84
定期性預金	59,224,932	63.74	57,854,239	63.05
譲渡性預金	—	—	—	—
その他の預金	114,385	0.12	109,102	0.11
合 計	92,924,819	100.00	91,766,207	100.00

## 預金者別預金残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和4年度		令和5年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
個 人	65,355	71.39	64,220	71.33
法 人	26,188	28.61	25,812	28.67
一般法人	9,883	10.80	9,941	11.04
金融機関	25	0.03	25	0.03
公 金	16,278	17.78	15,845	17.60
合 計	91,543	100.00	90,033	100.00

## 財形貯蓄残高

(単位：千円)

項 目	令和4年度	令和5年度
財形貯蓄残高	9,317	9,502

# 資金運用

## 有価証券種類別残存期間別残高

(単位：千円)

科 目		1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	期間の定め のないもの	合計
国 債	令和4年度	—	—	—	5,518,480	—	5,518,480
	令和5年度	—	—	305,049	6,629,944	—	6,934,994
地 方 債	令和4年度	30,600	1,132,350	153,000	30,091	—	1,346,041
	令和5年度	531,250	624,950	962,920	106,890	—	2,226,010
短 期 社 債	令和4年度	—	—	—	—	—	—
	令和5年度	—	—	—	—	—	—
社 債	令和4年度	1,506,700	1,201,050	3,027,820	9,069,647	—	14,805,217
	令和5年度	—	1,494,150	4,974,790	8,742,978	—	15,211,918
株 式	令和4年度	—	—	—	—	112,304	112,304
	令和5年度	—	—	—	—	112,304	112,304
外 国 証 券	令和4年度	699,370	2,898,678	2,062,421	2,788,895	—	8,449,364
	令和5年度	299,820	2,286,134	1,304,408	2,817,844	—	6,708,206
そ の 他 の 証 券	令和4年度	—	—	—	—	2,758,628	2,758,628
	令和5年度	—	—	—	—	2,861,896	2,861,896
合 計	令和4年度	2,236,670	5,232,078	5,243,241	17,407,114	2,870,932	32,990,035
	令和5年度	831,070	4,405,234	7,547,168	18,297,657	2,974,200	34,055,329

# 資金運用

## 貸出金種類別平均残高

(単位:千円、%)

科目	令和4年度		令和5年度	
	金額	構成比	金額	構成比
割引手形	11,649	0.03	8,547	0.02
手形貸付	741,720	1.81	923,609	2.35
証書貸付	39,960,476	97.49	38,056,352	96.96
当座貸越	276,153	0.67	260,700	0.67
合計	40,989,999	100.00	39,249,208	100.00

## 有価証券種類別平均残高

(単位:千円、%)

区分	令和4年度		令和5年度	
	金額	構成比	金額	構成比
国債	5,587,965	14.86	6,642,940	18.32
地方債	2,750,449	7.31	2,007,257	5.54
短期社債	-	-	-	-
社債	18,070,554	48.04	16,156,475	44.55
株式	23,869	0.06	112,304	0.31
外国証券	8,706,619	23.15	8,026,384	22.13
その他の証券	2,476,578	6.58	3,316,720	9.15
合計	37,616,036	100.00	36,262,082	100.00

(注) 当組合は商品有価証券を保有しておりません。

## 貸出金使途別残高

(単位:千円、%)

区分	令和4年度		令和5年度	
	金額	構成比	金額	構成比
運転資金	11,229,778	27.72	10,585,601	27.82
設備資金	29,277,506	72.28	27,458,869	72.18
合計	40,507,285	100.00	38,044,470	100.00

## 消費者ローン・住宅ローン残高

(単位:千円、%)

区分	令和4年度		令和5年度	
	金額	構成比	金額	構成比
消費者ローン	1,121,082	16.00	1,110,990	16.23
住宅ローン	5,885,719	84.00	5,734,302	83.77
合計	7,006,801	100.00	6,845,292	100.00

## 貸倒引当金の内訳

(単位:千円)

項目	令和4年度		令和5年度	
	期末残高	増減額	期末残高	増減額
一般貸倒引当金	215,776	△32,066	270,451	54,675
個別貸倒引当金	1,757,162	220,706	1,524,854	△232,308
貸倒引当金合計	1,972,939	188,640	1,795,306	△177,633

(注) 当組合は、特定海外債権を保有しておりませんので「特定海外債権引当勘定」に係る引当は行っておりません。

## 貸出金業種別残高・構成比

(単位:千円、%)

業種別	令和4年度		令和5年度	
	金額	構成比	金額	構成比
製造業	370,721	0.91	362,626	0.95
農業・林業	43,892	0.11	38,961	0.10
漁業	20,709	0.05	21,548	0.06
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-
建設業	2,495,990	6.16	1,651,075	4.34
電気・ガス・熱供給・水道業	3,515,739	8.68	3,636,008	9.56
情報通信業	-	-	3,933	0.01
運輸業、郵便業	56,366	0.14	178,817	0.47
卸売、小売業	1,384,570	3.42	1,296,089	3.41
金融、保険業	4,697,767	11.59	4,500,000	11.83
不動産業	8,085,858	19.96	7,809,764	20.53
物品賃貸業	-	-	-	-
学術研究、専門技術サービス業	16,322	0.04	24,431	0.06
宿泊業	1,208,669	2.98	1,049,999	2.76
飲食業	471,397	1.16	416,653	1.10
生活関連サービス業、娯楽業	381,637	0.94	264,352	0.70
教育、学習支援業	5,718	0.01	11,074	0.03
医療、福祉	7,780	0.02	6,396	0.02
その他のサービス	2,404,570	5.93	2,215,587	5.82
その他の産業	1,233,499	3.04	1,207,788	3.17
小計	26,401,212	65.18	24,695,107	64.92
国・地方公共団体	5,367,266	13.25	5,005,017	13.15
個人(住宅消費・観光資金等)	8,738,807	21.57	8,344,346	21.93
合計	40,507,285	100.00	38,044,470	100.00

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

## 貸出金担保別残高及び担保別債務保証見返額

(単位:千円)

区分	令和4年度		令和5年度	
	貸出金	債務保証見返額	貸出金	債務保証見返額
当組合預金積金	95,755	-	87,750	-
有価証券	-	-	-	-
動産	-	-	-	-
不動産	20,880,912	34,455	19,033,219	26,478
その他	-	12,512	1,150	9,548
小計	20,976,668	46,967	19,122,119	36,026
信用保証協会・信用保険	1,665,113	1,679	1,537,011	1,507
保証	3,759,888	-	3,673,894	-
信用	14,105,615	-	13,711,445	-
合計	40,507,285	48,646	38,044,470	37,533

## 貸出金償却額

(単位:千円)

項 目	令和4年度	令和5年度
貸出金償却額	26	2

## リスク管理債権及び金融再生法開示債権に対する保全額

(単位:千円、%)

区 分	残高 (A)	担保・保証 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 (B+C)/A	貸倒引当金引当率 (C)/(A-B)	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和4年度	2,028,782	617,171	1,411,611	100.00	100.00
	令和5年度	1,667,402	680,929	986,473	100.00	100.00
危険債権	令和4年度	1,158,066	769,785	345,551	96.31	88.99
	令和5年度	1,412,098	813,166	538,381	95.71	89.89
3ヶ月以上延滞債権 貸出条件緩和債権	令和4年度	164,966	71,451	10,917	49.93	11.67
	令和5年度	197,583	81,581	6,366	44.51	5.48
	令和4年度	—	—	—	—	—
	令和5年度	43,090	20,032	1,388	49.71	6.02
	令和4年度	164,966	71,451	10,917	49.93	11.67
	令和5年度	154,493	61,549	4,977	43.06	5.35
不良債権計	令和4年度	3,351,815	1,458,408	1,768,080	96.26	93.38
	令和5年度	3,277,084	1,575,677	1,531,221	94.80	89.99
正常債権	令和4年度	37,238,139				
	令和5年度	35,043,071				
合 計	令和4年度	40,589,954				
	令和5年度	38,320,155				

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。  
 2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りが出来ない可能性の高い債権(上記1.を除く)です。  
 3. 「要管理債権」とは、「3ヶ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する債権です。  
 4. 「3ヶ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している貸出金(上記1.及び2.を除く)です。  
 5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金(上記1.2.及び4.を除く)です。  
 6. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に問題がない債権(上記1.~3.を除く)です。  
 7. 「担保・保証等(B)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。  
 8. 「貸倒引当金(C)」は、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を控除した貸倒引当金です。  
 9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付を行っている場合はその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)です。  
 10. 金額は、決算後(償却後)の計数です。

# その他業務

## 代理業務貸付残高の内訳

(単位:千円)

区 分	令和4年度		令和5年度	
	残 高	比 率	残 高	比 率
全国信用協同組合連合会	—	—	—	—
(株)商工組合中央金庫	—	—	—	—
日本政策金融公庫・中小企業事業部	—	—	—	—
日本政策金融公庫・国民生活事業・教育	11,486	2.57	10,624	2.64
住宅金融支援機構	434,674	97.43	392,057	97.36
年金資金運用基金	—	—	—	—
社会福祉・医療事業団	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—
合 計	446,160	100.00	402,681	100.00

## 業界関連会社

(令和6年3月末現在)

会 社 名	しんくみ情報サービス株式会社
所 在 地	千葉県白井市桜台1-2
業 務 内 容	信用組合の電子計算事務委託
設 立 年 月 日	昭和60年5月
資 本 金	3,000百万円
出 資 比 率	0.03%

## 当組合関連会社 なし

### しんくみの日週間 店舗周辺美化清掃活動・献血活動



信用組合業界では、9月3日を「しんくみの日」とし、この週を「しんくみの日週間」と定め、各組合様々な社会貢献活動を行っております。

当組合は、店舗周辺の清掃活動、日本赤十字社と地域のお客さまの協力のもと献血活動の実施等の活動を行っております。

### ビーチクリーンアップ作戦



令和5年7月15日、美しい海を未来へ繋ぐため、相馬市が主催する「ビーチクリーンアップ作戦」に参加し、夏の観光地としての準備を行いました。相馬市原釜尾浜海水浴場の清掃活動を行いました。

# 手数料一覧

## 諸手数料

(令和6年3月末現在)

内 容			手 数 料
当座預金関係	新規開設		1先 5,500円
	小切手帳		1冊(50枚) 2,200円
	約束手形帳		1冊(50枚) 2,200円
	約束手形用紙		1枚 220円
	自己宛小切手発行		1枚 880円
各種証明書発行	預金残高証明書	1通	都度発行 660円 自動発行 440円
		その他証明書	1通(英文・監査法人用等) 3,300円
	通帳・証書・カード再発行(紛失による場合のみ)		組 合 員 550円 一 般 1,100円
未利用口座管理手数料(2年以上未利用時年1回)			1,320円
事業者カードローン新規発行・極度額変更			1,100円
株式払込事務(払込額に対し)			2.7/1,000
夜間金庫	年額		19,800円
全自動貸金庫	1種 高さ:60mm 幅:260mm 奥行:350mm		年額 13,200円
	2種 高さ:90mm 幅:260mm 奥行:350mm		年額 18,480円
	3種 高さ:120mm 幅:260mm 奥行:350mm		年額 23,760円
両替手数料	取扱枚数	1~50枚	無料
		51~500枚	550円
		501~1,000枚	1,100円
		以降1,000枚以上は500枚毎	550円
多硬貨入出金	取扱枚数	1~50枚	無料
		51~500枚	550円
		501~1,000枚	1,100円
		以降1,000枚以上は500枚毎	550円
取引明細発行	過去3カ月を越え10年未満のお取引(1先分)		1,100円
個人データ開示	郵 送	1通	1,100円
		2通目以降	550円加算
	店 頭	1通	550円
民法909条の2に基づく払戻し証明書	1通		550円

## 為替関係手数料

(令和6年3月末現在)

内 容			組 合 員	一 般
振 込	本支店(自店宛・他店宛)		220円	440円
	他 行(電信扱・文書扱)		770円	880円
給 与 振 込	本支店(自店宛・他店宛)		無料	110円
	他 行(電信扱・文書扱)		660円	770円
送 金	本支店(自店宛・他店宛)		220円	440円
	他 行	電信扱	770円	880円
		普通扱(送金小切手)		
代 金 取 立	本支店	自店扱	無料	無料
		他店扱	440円	440円
	他 行	電子交換所	660円	660円
		電子交換所以外	880円	880円
		振込・送金・取立手形の組戻し	1,100円	1,100円
不渡手形返却			1,100円	1,100円
為替自動振込(定額自動送金)	新規契約・取扱変更手数料		1件 1,100円	
	本支店	自店扱	無料	330円
		他店扱	220円	330円
	他 行		550円	660円

## 融資関係手数料

(令和6年3月末現在)

内 容			手 数 料
各種証明書発行	融資残高証明書	1通	都度発行 660円
	住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書	1通	自動発行 440円
	支払利息証明書発行	1通	都度発行 660円
	融資見込証明書	1通	1.10/10,000 但し最低 5,500円 最高33,000円
	同意書・承諾書・登記関係で必要とする証明書	1通	資格証明書 2,200円 印鑑証明書 2,200円
不動産担保関係	抵当権・根抵当権の設定額	5千万円未満	1設定 22,000円
		5千万円以上1億円未満	1設定 33,000円
		1億円以上	1設定 55,000円
	抵当権・根抵当権の追加担保設定登記		1設定 22,000円
	抵当権・根抵当権の順位譲渡・債務者変更登記		1設定 22,000円
	根抵当権の極度増額・減額変更登記		1設定 22,000円
	抵当権・根抵当権の担保一部解除(公的機関に譲渡する場合は除く)		1設定 5,500円
	営業地区外担保物件調査		1件 11,000円
証書貸付関係	証書貸付実行手数料(消費者金融以外)		1件 実行金額の0.1%+消費税
	住宅ローン実行手数料	プロパー住宅ローン	実行金額の0.5%+消費税
		全国保証(株)住宅ローン(保証会社手数料含)	88,000円
	消費者金融実行手数料		1件 1,100円
	条件変更手数料 (お客様申出により条件変更を行った場合)	事業性融資・アパートローン	11,000円
		住宅ローン・消費者金融	5,500円
	住宅ローン固定金利変更手数料		1回 11,000円
	事業性融資繰上返済・完済手数料	繰上返済500万円未満	11,000円
アパートローン繰上返済・完済手数料	繰上返済500万円以上1,000万円未満	33,000円	
住宅ローン繰上返済・完済手数料	繰上返済1,000万円以上	55,000円	
そ の 他	手形貸付実行手数料		1件 実行金額の0.1%+消費税
	手形書替手数料		1件 1,100円
	公共工事債務保証実行(変更も含む)		1件 1,100円
	割引手形取立(本支店)		1通 660円
	割引手形取立(他行)		1通 880円
	SSサポートプラスワン証書貸付切替		1回 11,000円

## でんさいサービス利用手数料 (令和6年3月末現在)

でんさい契約料	無 料	
でんさい月額基本料金	無 料	
発生記録手数料(予約含む)	当組合宛	330円
	他行宛	550円
譲渡記録手数料(予約含む)	当組合宛	165円
	他行宛	330円
分割譲渡記録手数料(予約含む)	当組合宛	330円
	他行宛	550円
保証記録請求	440円	
変更記録請求	通常	440円
	でんさいネットへ依頼	2,200円
開示請求(通常開示は無料)	特別開示 でんさいネットへ依頼	3,300円
残高証明書発行(都度発行)	でんさいネットへ依頼	4,400円
支払不能情報照会	でんさいネットへ依頼	3,300円

## その他手数料

(令和6年3月末現在)

内 容			当組合カード	他行カード		
当組合 A T M	平日18時まで(土曜日14時まで)		無 料	110円		
	平日18時以降(土曜日14時以降)		無 料	220円		
	日曜日(年末休日含む)		無 料	220円		
	祝 日		無 料	220円		
	信用組合間利用手数料 (一部事務手数料未加盟信用組合あり)		無 料			
			組 合 員	一 般		
A T M 振 込 手 数 料	当組合 カード 利用	当組合内	自店宛	5万円未満	無 料	無 料
			5万円以上	無 料	無 料	
		他支店宛	5万円未満	無 料	55円	
			5万円以上	無 料	275円	
	他金融機関宛		5万円未満	330円	385円	
			5万円以上	440円	495円	
	他行 カード 利用	当組合内	自店宛	5万円未満	—	110円
				5万円以上	—	330円
			他支店宛	5万円未満	—	220円
				5万円以上	—	440円
他金融機関宛		5万円未満	—	550円		
		5万円以上	—	770円		

(注) 15時以降の振込は、翌営業日になる場合がありますのでご注意ください。  
(注) 上記の手数料には、消費税が含まれております。

## 内国為替取扱実績

(単位:件、百万円)

区分	令和4年度		令和5年度	
	件数	金額	件数	金額
送金 他の金融機関向け	32,393	24,090	30,757	24,507
振込 他の金融機関から	53,749	29,338	52,862	28,517

## 自動機設置状況

項目	CD (現金自動支払機)	ATM (現金自動預払機)
店舗内	— (台)	13 (台)
店舗外	— (台)	2 (台)

## 個人向け国債取扱残高

(単位:千円)

項目	令和4年度	令和5年度
残高	21,250	25,900

## 主な業務の内容

### ■預金業務

- ◆当座預金
- ◆普通預金
- ◆通知預金
- ◆別段預金
- ◆定期預金 (スーパー定期・大口定期預金・期日指定定期預金・変動金利定期預金・据置期間終了後解約自由定期預金)
- ◆定期積金
- ◆総合口座

### ■融資業務

- ◆貸付 手形貸付・証書貸付及び当座貸越を取扱っております。
- ◆手形割引 銀行引受手形・商業手形及び為替手形の割引を取扱っております。

### ■有価証券投資業務

預金の支払い準備金及び資金運用のため国債、地方債、社債、その他の証券に投資しております。

### ■内国為替業務

送金・振込み及び代金取立等を取扱っております。

#### ◆為替・サービス業務

- 自動受取サービス (各種年金、配当金など)
- 給与振込
- 支払サービス (公共料金、クレジット代金、県立高校授業料、保険料など)
- キャッシュサービス (ゆうちょ銀行、セブン銀行、その他金融機関) 提携金融機関なら全国どこでも出金可能です。
- デビットカードサービス (24時間ご利用可能)
- JR 東日本の駅のATM [VIEW ALTTE] (ビューアルツテ)
- 電子マネー (PayPay、BANK Pay、J-CoinPay)

### ■付帯業務

- ◆債務の保証業務
- ◆代理業務 全国信用協同組合連合会、株式会社 日本政策金融公庫、株式会社 商工組合中央金庫等の代理貸付業務
- ◆地方公共団体の公金取扱業務
- ◆夜間金庫 (本店)
- ◆貸金庫 (相馬西支店)
- ◆損害保険・生命保険代理店業務
- ◆個人向け国債窓販業務

## 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

### ■苦情処理措置

ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、お取引のある営業店または下記の窓口をご利用ください。

【窓口：相双五城信用組合総務部】 0244-36-5561

受付日：月曜日～金曜日 (土・日曜日、祝日及び組合の休業日は除く)

受付時間：9時～17時

なお、苦情対応の手続きについては、当組合ホームページをご覧ください。

ホームページアドレス <http://www.sogo-shinkumi.co.jp/>

### ■紛争解決措置

東京弁護士会 紛争解決センター (電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会 仲裁センター (電話：03-3595-8588)

第二東京弁護士会 仲裁センター (電話：03-3581-2249)、仙台弁護士会 紛争解決支援センター (電話：022-223-1005)

で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、上記相双五城信用組合 総務部または下記窓口までお申し出ください。

また、お客様から各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。

【窓口：一般社団法人全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】

受付日：月曜日～金曜日 (土・日曜日、祝日および協会の休業日は除く)

受付時間：9時～17時

電話：03-3567-2456

住所：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5 (全国信用組合会館内)

# 総代会

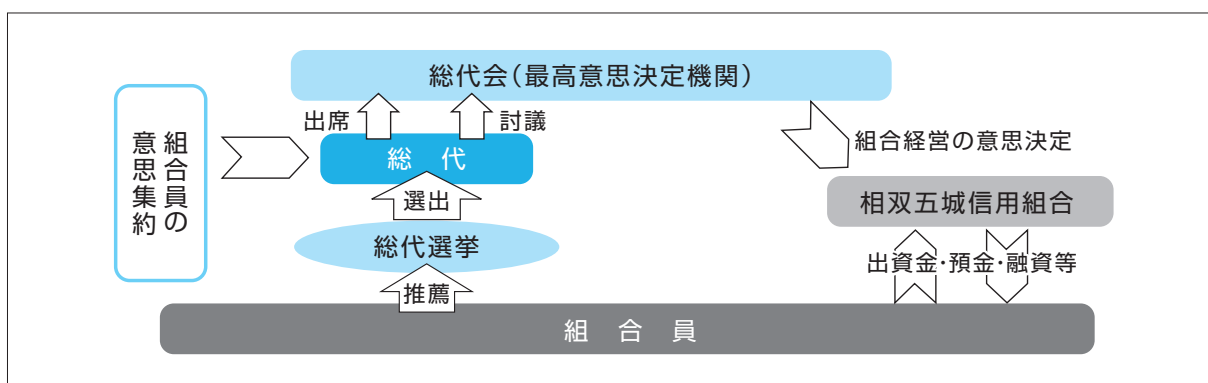
## 1. 総代会の仕組み

信用組合は、組合員の相互扶助の精神を基本理念に金融活動を通じて経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組合組織金融機関です。また、信用組合には、組合員の総意により組合の意思を決定する機関である「総会」が設けられており、組合員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権及び選挙権を持ち、総会を通じて信用組合の経営等に参加することができます。

しかし、当組合は、組合員16,662人(令和6年3月末)と多く、総会の開催が困難なため、中小企業等協同組合法及び定款の定めるところにより「総代会」を設置しています。

総代会は、総会と同様に組合員一人ひとりの意思が信用組合の経営に反映されるよう、組合員の中から適正な手続きにより選挙された総代により運営され、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保しています。また、総代会は、当組合の最高意思決定機関であり、決算や事業活動等の報告が行われるとともに、剰余金処分、事業計画の承認、定款変更、理事・監事の選任など、当組合の重要事項に関する審議、決議が行われます。

総代は、組合員の代表として、総代会を通じて組合員の信用組合に対する意見や要望を信用組合経営に反映させる重要な役割を担っています。



当組合では、総代会に限定することなく、日常の営業活動を通じて、総代や組合員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでいます。

## 2. 総代の選出方法・任期・定数

総代は、総代会での意思決定が広く組合員の意思を反映し適切に行われるよう、組合員の幅広い層の中から、定款及び総代選挙規定に基づき、公正な手続きを経て選出されます。

### (1) 総代の選出方法

総代は組合員であることが前提条件であり、総代選挙規定等により、選挙区毎に選挙区内の組合員20人以上から推薦された方もしくは理事会から推薦を受けた方の中から、その選挙区に属する組合員により、公平に選挙を行い選出されます。

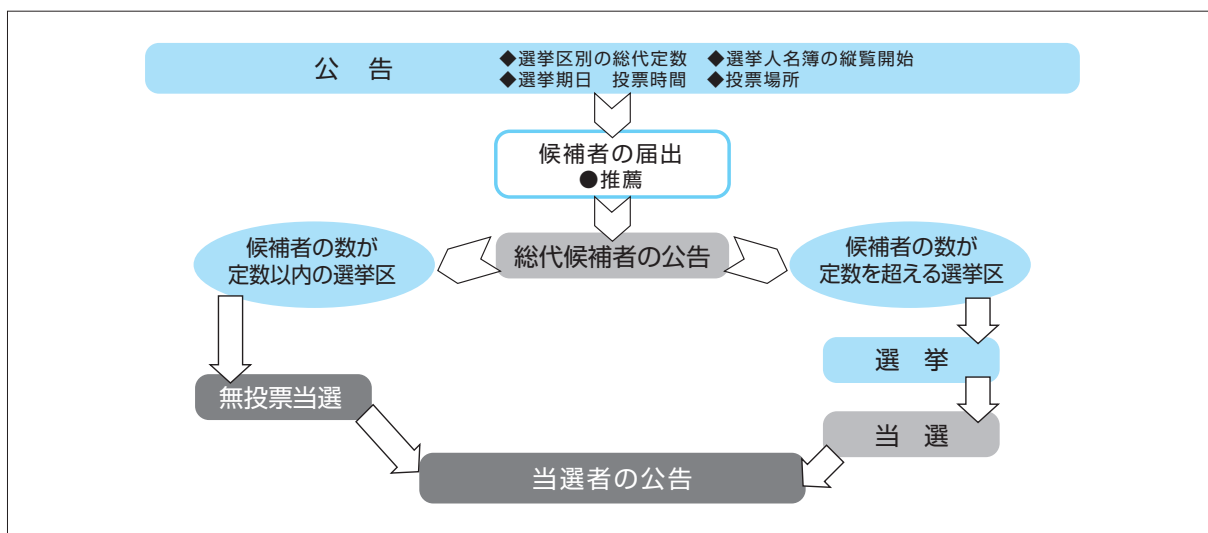
なお、総代候補者の数が当該地区における総代定数を超えない場合は、その候補者を当選者として選挙は行っておりません。

### (2) 総代の任期・定数

総代の任期は3年となっております。なお、当組合は選挙区を14の区に分け、総代の選出を行っております。

総代の定数は、115人以上130人以内です。地区別の定数は、地区の組合員数と総組合員数の按分比により算出しております。(令和6年3月31日現在の組合員総数は16,662人)

## ■ 総代選挙までの手続き





## ■総代選挙規定

<p>(総 則)</p> <p>第1条 定款第29条による総代の選挙については、この規定の定めるところによる。</p> <p>(総代の選挙)</p> <p>第2条 総代は次に掲げる組合員の中から別表の選挙区ごとに選挙する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>20名以上の地区組合員から推薦を受けたもの</li> <li>理事会から推薦を受けたもの</li> <li>前1～2により推薦を受けた者は選挙期日の10日前正午迄に理事長に届けなければならない。</li> </ol> <p>(総代の数及び選挙区)</p> <p>第3条 総代の定数は130名とし各選挙区ごとに選挙すべき総代の数は選挙人名簿に記載された選挙者数に比例して定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>前項の選挙人名簿は、選挙日の30日前に確定する。</li> <li>選挙区の変更は理事会で決定する。</li> </ol> <p>(選挙期日)</p> <p>第4条 総代の選挙期日及び場所は理事長が定め少なくともその20日前に公告しなければならない。</p> <p>(選挙権)</p> <p>第5条 総代の選挙権は組合員1名につき1票とする。</p> <p>(管 理)</p> <p>第6条 理事長は総代選挙管理人となり選挙を管理する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>理事長は組合員の中から選挙区ごとに選挙管理人補助者1名以上を委嘱する。選挙管理人補助者は選挙管理人の命を受けて当該選挙区を処理する。</li> <li>理事長は組合員の中から選挙区ごとに選挙立会人2名を委嘱する。</li> </ol> <p>(投票の方法)</p> <p>第7条 総代の選挙は連記式無記名投票によって行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>理事長は予め候補者の氏名を列記した投票用紙を作成し、投票しようとする候補者の氏名の上に〇印を付けて投票することとする。</li> </ol>	<p>(書面による選挙)</p> <p>第8条 組合員が疾病、負傷、その他止むを得ない事由により選挙当日投票することができない場合には書面をもって選挙を行うことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>書面による選挙の方法についてはその都度理事長が定める。</li> </ol> <p>(無効投票)</p> <p>第9条 次に掲げる投票は無効とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>正規の用紙を用いないもの</li> <li>候補者の氏名の上に〇印以外の事項を記載したものはその候補者について無効とする。</li> <li>選挙すべき総代の定数を越えて〇印を付したものの</li> </ol> <p>(当 選)</p> <p>第10条 選挙の結果、選挙区ごとに得票数の多数を得たものの順に当選とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>当選者を定めるにあたり得票数が同じである場合には選挙管理人は抽選で当選者を定める。</li> <li>当選者が就任を辞退した場合は次点者をもって逐次当選者とする。</li> </ol> <p>(無投票当選)</p> <p>第11条 総代候補者がその選挙区ごとにおける選挙すべき総代の数を越えない時は投票を行わないでその候補者をもって当選者とする。</p> <p>(当選者の通知及び公告)</p> <p>第12条 理事長は当選者が定まった時は直ちに当選者に当選の旨を通知すると共に当選者の氏名を公告しなければならない。</p> <p>(当選者の承諾又は辞退)</p> <p>第13条 当選者が当選の通知を受けた日から1週間以内に辞退の届出のないときは当選を承諾したものとみなす。</p> <p>(補欠選挙)</p> <p>第14条 総代の数が100名を下回ることとなった場合は遅滞なく補欠選挙を行わなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>補欠選挙は欠員が生じた選挙区においてその欠員について行う。</li> </ol>
--	---

## 3.総代の選挙区・定数・総代数・総代氏名(令和6年6月24日現在)

五十音順、敬称略

本店選挙区 【本店管轄地域】	19名 (19名)	阿部昭太郎②	荒井宏治②	大久保晴敏②	(株)サンエイ海苔 代表 立谷一郎④	菅野真弘②	草野清貴③	木幡安②	作田剛④
		志賀隆信④	澁谷光昭④	白田浩二②	只野泰正②	橋 斌 ④	新妻良一④	羽柴信一郎④	早川知彦④
		八巻 正隆②	横山和洋②	米本次男④					
新地選挙区 【新地支店管轄地域】	7名 (7名)	加藤 優④	後藤顕一④	佐藤光彦②	目黒清江③	森 直人④	(有)佐藤水産設備 代表 佐藤 秀史②	(有)渡部電気工事 代表 渡部清昭④	
相馬港選挙区 【相馬港支店管轄地域】	10名 (10名)	五十嵐ひで子③	菅野正三②	菅野拓雄④	菊地悦子④	菊地清次③	今野孝一④	立谷耕一④	船柳良男④
		三春智弘①	山中高宣④						
鹿島選挙区 【鹿島支店管轄地域】	12名 (12名)	大河内盛雅①	鹿中野商店 代表 中野哲也④	鹿ノ江センターワグメタ代表 梅田守④	幾世橋初男④	後藤建設工業 代表 後藤英之④	高野信一郎④	高橋 徳④	竹林建設工業 代表 竹林一浩④
		但野浩④	西晴雄④	鹿松月堂 代表 高野吉廣④	鹿永石組 代表 末永喜美子④				
原町選挙区 【原町支店管轄地域】	16名 (16名)	岡田義則②	鹿安藤ポンプ工業所 代表 安藤正広④	小迫秀晴④	小山田正利④	木幡勝彦④	齋藤稔④	佐藤徳明④	庄司公正④
		田原壽①	中川庄一④	新妻剛猪④	錦織喜美子④	錦織運輸 代表 松井幸一④	松本卓真②	鹿川精工店 代表 川崎博祐④	(有)丸高青葉 代表 但野俊一②
浪江選挙区 【浪江支店管轄地域】	11名 (11名)	岩本清孝④	鹿まつもと 代表 松本定雄④	草刈恒彦④	佐藤浩平④	周原清④	鈴木正一④	鈴木仁根①	島山勝④
		松崎俊憲②	鹿大一屋 代表 馬場あけみ④	横山建設 代表 佐藤祥一①					
大熊選挙区 【大熊支店管轄地域】	7名 (7名)	大柿純一④	太田宏明④	小畑 功①	草野一也④	杉内正④	村井洋三④	鹿田菓子店 代表 横田信行④	
富岡選挙区 【富岡支店管轄地域】	9名 (9名)	大内功次郎④	大和田剛④	坂本一成④	坂本和久④	坂本邦仁①	長谷川弘④	増田恒夫④	鹿田建設 代表 黒澤慶悟④
		渡辺三男④							
相馬西選挙区 【相馬西支店管轄地域】	7名 (7名)	荒 武 士④	牛渡敏広④	木下晋宏②	櫻井州雄②	穴戸伸夫④	立谷宏哉①	鹿太田石油代表 太田利宗④	
いわき選挙区 【いわき支店管轄地域】	0名 (0名)								
亘理選挙区 【亘理支店管轄地域】	3名 (3名)	大堀清④	下道正行①	田中清志②					
大河原選挙区 【大河原支店管轄地域】	13名 (13名)	石川博英④	石川正志④	大庭京子④	近藤弘③	佐久間克明③	志村朝明④	鈴木孝典②	高橋幸一③
		高橋侃④	高橋英明①	村上英一③	村上浩然④	最上 健一④			
岩沼選挙区 【岩沼支店管轄地域】	8名 (8名)	大内健市①	後藤昌子②	竹中稔④	那須義史③	はびりず(同) 代表 土橋竜也②	東日本観光バス(株) 代表 森 平和②	藤坂忠一④	鹿山電設 代表 横山大輔①
蔵王選挙区 【蔵王支店管轄地域】	7名 (7名)	石沢仁③	伊藤征雄④	遠藤裕一④	尾関定法④	佐藤清悦③	穴戸由美④	長岡滋④	
合計	総代定数 総代数	130名 129名	【総代の属性別構成比】▶職業別：個人6.2%、個人事業主24.8%、法人役員51.1%、法人17.8% ▶年代別：30代以下0%、40代3.7%、50代11.2%、60代28.9%、70代37.3%、80代以上18.6% ▶業種別：製造業6.6%、不動産業3.3%、卸売業・小売業35.5%、建設業23.9%、運輸業2.4%、その他サービス業28.0%						

(注1) ( )内は各選挙区の総代定数です。(注2)氏名の後に合併後の総代就任回数に記載しております。

## 第73期通常総代会の決議事項

第73期通常総代会に於いて、次の事項が付議され、それぞれ原案のとおり承認されました。

(1) 報告事項

第73期事業報告書・貸借対照表・損益計算書報告の件

(2) 決議事項

第1号議案 剰余金処分案承認の件

第2号議案 令和6年度事業計画並びに収支予算案決定承認の件

第3号議案 理事報酬額承認の件

第4号議案 監事報酬額承認の件

第5号議案 定款一部変更承認の件

第6号議案 組合員法定脱退承認の件

### 令和6年6月24日開催 第73期通常総代会風景



### 永年勤続職員表彰



#### 20年表彰者



#### 10年表彰者



# 当組合のあゆみ(沿革)

年月日	あゆみ	年月日	あゆみ
昭和26年11月26日	中村信用組合として発足	平成16年 9月 1日	新渉外支援システムの導入
昭和29年 7月16日	1町7村合併により相馬信用組合に名称変更	平成19年 4月25日	法人会・税理士会パートナーローン取扱開始
昭和37年 5月12日	営業区域変更により相馬信用組合に名称変更	平成19年11月 8日	「福島県子育て応援バスポート事業」へ協賛開始
昭和37年 5月14日	浪江支店開設	平成23年 3月11日	東日本大震災により相馬港支店が津波により流失
昭和38年 6月 9日	鹿島出張所開設	平成23年 6月23日	相馬港支店仮店舗開設
昭和40年 3月12日	鹿島支店出張所から昇格	平成24年 2月25日	創立60周年記念式典開催
昭和40年 7月23日	原町支店開設	平成24年10月 1日	相馬西支店開設
昭和43年12月12日	富岡出張所開設	平成25年 3月 4日	いわき支店開設
昭和45年11月10日	原釜出張所開設	平成25年 7月 3日	亘理支店開設
昭和47年 5月20日	創立20周年記念式典を開催	平成25年 8月26日	相馬港支店再建
昭和47年 6月 5日	原釜支店出張所から昇格	平成25年11月25日	相馬港支店再建 相馬港支店再建 相馬港支店再建
昭和49年 3月11日	大熊支店開設		相馬港支店再建 相馬港支店再建 相馬港支店再建
昭和50年 8月 1日	原釜支店から相馬港支店と名称変更	平成27年11月24日	相馬港支店再建 相馬港支店再建 相馬港支店再建
昭和51年 5月27日	富岡支店出張所から昇格	平成28年 7月16日	相馬港支店再建 相馬港支店再建 相馬港支店再建
昭和52年 1月23日	創立25周年記念式典を開催	平成29年 1月21日	相馬港支店再建 相馬港支店再建 相馬港支店再建
昭和57年 2月11日	創立30周年記念式典を開催	平成30年 5月14日	相馬港支店再建 相馬港支店再建 相馬港支店再建
昭和58年 3月31日	本店店舗新築落成	令和 2年 1月14日	相馬港支店再建 相馬港支店再建 相馬港支店再建
昭和58年 8月25日	新地支店開設	令和 3年11月 1日	相馬港支店再建 相馬港支店再建 相馬港支店再建
昭和60年 4月15日	自営オンライン稼働	令和 3年11月11日	相馬港支店再建 相馬港支店再建 相馬港支店再建
平成 3年10月14日	全国信用組合共同センター(SKC)に加盟	令和 3年11月26日	相馬港支店再建 相馬港支店再建 相馬港支店再建
平成 8年11月 1日	渉外支援システムの導入	令和 4年 9月26日	相馬港支店再建 相馬港支店再建 相馬港支店再建
平成13年10月20日	創立50周年記念式典開催	令和 5年10月 2日	相馬港支店再建 相馬港支店再建 相馬港支店再建
平成15年 1月14日	光ファイバーによる本支店間ネットワーク構築		

# 店舗案内



**本店**

〒976-0042  
相馬市中村字大町69  
TEL (0244) 36-3185  
FAX (0244) 36-7232



**相馬港支店**

〒976-0021  
相馬市原釜字金草79-1  
TEL (0244) 38-8540  
FAX (0244) 38-8549



**鹿島支店**

〒979-2335  
南相馬市鹿島区鹿島字町111  
TEL (0244) 46-2260  
FAX (0244) 46-5783



そうごしんは夢と希望のパートナー

しんちゃん くみちゃん



**原町支店**

〒975-0007  
南相馬市原町区南町2丁目79-1  
TEL (0244) 24-1244  
FAX (0244) 24-2866



**浪江支店 / 大熊支店 / 富岡支店**

〒979-1521  
双葉郡浪江町大字権現堂字下続町28-1  
TEL (0240) 34-2411  
FAX (0240) 34-5286



**新地支店**

〒979-2702  
相馬郡新地町谷地小屋字中田35-1  
TEL (0244) 62-4140  
FAX (0244) 62-4388



**相馬西支店(相双ローンセンター)**

〒976-0042  
相馬市中村字塚田53  
TEL (0244) 36-1003  
FAX (0244) 36-1212



**いわき支店**

〒970-8021  
いわき市平中神谷字南鳥沼35-2  
TEL (0246) 57-0006  
FAX (0246) 57-0039



**亘理支店(仙南ローンセンター)**

〒989-2302  
亘理郡亘理町逢原牛袋字南谷地添8-1  
TEL (0223) 32-1801  
FAX (0223) 32-1803



**大河原支店**

〒989-1201  
柴田郡大河原町大谷字町向101-7  
TEL (0224) 52-1239  
FAX (0224) 52-1532



**岩沼支店**

〒989-2445  
岩沼市桑原1丁目1-11  
TEL (0223) 22-5767  
FAX (0223) 22-3472



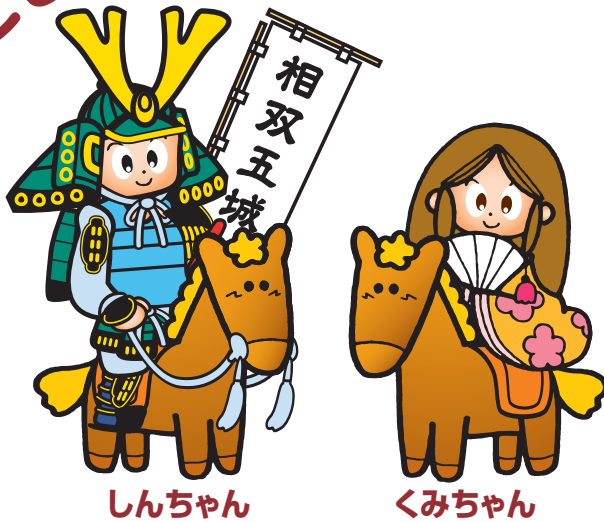
**蔵王支店**

〒989-0821  
刈田郡蔵王町大字円田字駅内57-13  
TEL (0224) 33-2317  
FAX (0224) 33-3175

**ローンのご相談お待ちしております。**

《火曜融資相談会》開催日時／毎週火曜日 午後5時から午後7時  
開催店舗／相馬西支店(相双ローンセンター)  
亘理支店(仙南ローンセンター)

そごしんは夢と希望のパートナー



豊かな「くらしづくり」に奉仕する

# 相双五城信用組合

夢と希望のパートナーバンク

本部 〒976-0042 相馬市中村字大町69

☎ 0244-36-5561 FAX 0244-36-7035

## 店舗一覧

本店	〒976-0042	相馬市中村字大町69	☎ 0244-36-3185	ATM 2台(音声案内付)
相馬港支店	〒976-0021	相馬市原釜字金草79-1	☎ 0244-38-8540	ATM 1台(音声案内付)
鹿島支店	〒979-2335	南相馬市鹿島区鹿島字町111	☎ 0244-46-2260	ATM 1台(音声案内付)
原町支店	〒975-0007	南相馬市原町区南町2丁目79-1	☎ 0244-24-1244	ATM 1台(音声案内付)
浪江支店				
大熊支店	〒979-1521	双葉郡浪江町大字権現堂字下続町28-1	☎ 0240-34-2411	ATM 1台(音声案内付)
富岡支店				
新地支店	〒979-2702	相馬郡新地町谷地小屋字中田35-1	☎ 0244-62-4140	ATM 1台(音声案内付)
相馬西支店	〒976-0042	相馬市中村字塚田53	☎ 0244-36-1003	ATM 1台(音声案内付)
いわき支店	〒970-8021	いわき市平中神谷字南鳥沼35-2	☎ 0246-57-0006	ATM 1台(音声案内付)
亶理支店	〒989-2302	亶理郡亶理町逢隈牛袋字南谷地添8-1	☎ 0223-32-1801	ATM 1台(音声案内付)
大河原支店	〒989-1201	柴田郡大河原町大谷字町向101-7	☎ 0224-52-1239	ATM 1台(音声案内付)
岩沼支店	〒989-2445	岩沼市桑原1丁目1-11	☎ 0223-22-5767	ATM 1台(音声案内付)
蔵王支店	〒989-0821	刈田郡蔵王町大字円田字駅内57-13	☎ 0224-33-2317	ATM 1台(音声案内付)

## 地区一覧

福島県	相馬市	南相馬市	相馬郡	双葉郡	いわき市の一部
宮城県	名取市	岩沼市	角田市	白石市	仙台市太白区(旧秋保町)
			柴田郡	刈田郡	亶理郡
					伊具郡